

第二百四回国 参议院 予算委员会 會議録 第十七号

令和三年三月二十六日(金曜日)

午前九時一分開会

委員の異動

三月二十五日

辞任

佐藤 正久君

高橋はるみ君

竹内 真二君

吉良よし子君

三月二十六日

辞任

三浦 靖君

山田 宏君

足立 信也君

補欠選任

三浦 靖君

宮本 周司君

若松 謙維君

大門実紀史君

補欠選任

佐藤 正久君

今井絵理子君

浜口 誠君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

山本 順三君

青木 一彦君

滝波 宏文君

馬場 成志君

藤川 政人君

白 眞勲君

森 ゆうこ君

石川 博崇君

浅田 均君

山添 拓君

青山 繁晴君

磯崎 仁彦君

今井絵理子君

上野 通子君

片山さつき君

北村 経夫君

委員

国務大臣

内閣総理大臣

菅 義偉君

佐藤 正久君

進藤金日子君

高階恵美子君

高野光二郎君

藤木 眞也君

古川 俊治君

三浦 靖君

三木 亨君

三宅 伸吾君

宮島 喜文君

宮本 周司君

山田 修路君

山田 宏君

石川 大我君

打越さく良君

熊谷 裕人君

小西 洋之君

田島麻衣子君

福島みずほ君

宮沢 由佳君

河野 義博君

塩田 博昭君

杉 久武君

若松 謙維君

石井 苗子君

片山 大介君

磯崎 哲史君

浜口 誠君

矢田わか子君

田村 智子君

大門実紀史君

菅 義偉君

財務大臣

内閣府特命担当大臣(金融)

総務大臣

法務大臣

外務大臣

文部科学大臣

国務大臣

厚生労働大臣

国務大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国務大臣

内閣府特命担当大臣(原子力損害賠償・廃炉等支援機構)

国土交通大臣

国務大臣

環境大臣

国務大臣

内閣府特命担当大臣(原子力防災)

防衛大臣

国務大臣

内閣官房長官

国務大臣

(復興大臣)

国務大臣

(国家公安委員会委員長)

内閣府特命担当大臣(防災、海洋政策)

国務大臣

内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策、規制改革)

麻生 太郎君

武田 良太君

上川 陽子君

茂木 敏充君

萩生田光一君

田村 憲久君

野上浩太郎君

梶山 弘志君

赤羽 一嘉君

小泉進次郎君

岸 信夫君

加藤 勝信君

平沢 勝栄君

小此木八郎君

河野 太郎君

国務大臣

内閣府特命担当大臣(少子化対策、地方創生)

国務大臣

内閣府特命担当大臣(経済財政政策)

国務大臣

内閣府特命担当大臣(マイナンバー制度)

国務大臣

内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全、クールジャパン戦略、知的財産政策、科学技術政策、宇宙政策)

国務大臣

内閣府特命担当大臣(消費安全、クルールジャパン戦略、知的財産政策、科学技術政策、宇宙政策)

国務大臣

内閣府特命担当大臣(男女共同参画)

国務大臣

復興副大臣

財務副大臣

政府特別補佐人

内閣法制局長官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣審議官

坂本 哲志君

西村 康稔君

平井 卓也君

井上 信治君

丸川 珠代君

亀岡 偉民君

中西 健治君

近藤 正春君

藤井 亮二君

溝口 洋君

江口 純一君

内山 博之君

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長	菅家 秀人君
国家公務員倫理審査会事務局長	荒井 仁志君
内閣府男女共同参画局長	林 伴子君
内閣府地方創生推進事務局審議官	佐藤 朋哉君
総務省大臣官房長	原 邦彰君
総務省情報流通行政局長	吉田 博史君
総務省総合通信基盤局長	竹内 芳明君
外務省大臣官房審議官	齊藤 純君
外務省大臣官房審議官	高杉 優弘君
外務省大臣官房参事官	石月 英雄君
外務省総合外交政策局長	山田 重夫君
外務省北米局長	市川 恵一君
外務省中東アフリカ局長	高橋 克彦君
財務省主計局長	矢野 康治君
文部科学省大臣官房長	増子 宏君
文部科学省初等中等教育局長	瀧本 寛君
厚生労働省健康局長	正林 督章君
厚生労働省職業・生活衛生局長	鎌田 光明君
厚生労働省職業安定局長	田中 誠二君
厚生労働省子ども家庭局長	渡辺由美子君
厚生労働省老健局長	土生 栄二君
厚生労働省保険局長	濱谷 浩樹君

農林水産省大臣官房総括審議官	青山 豊久君
農林水産省食料産業局長	太田 豊彦君
農林水産省生産局長	水田 正和君
農林水産省経営局長	光吉 一君
農林水産省農村振興局長	牧元 幸司君
農林水産省農林水産技術会議事務局長	菱沼 義久君
資源エネルギー庁長官官房資源エネルギー政策統括調整官	小野 洋太君
資源エネルギー庁資源・燃料部長	南 亮君
中小企業庁事業環境部長	飯田 健太君
国土交通省総合政策局長	石田 優君
国土交通省水管理・国土保全局長	井上 智夫君
国土交通省鉄道局長	上原 淳君
観光庁長官	蒲生 篤実君
防衛省防衛政策局長	岡 真臣君

本日の会議に付した案件

○令和三年度一般会計予算(内閣提出、衆議院送付)

○令和三年度特別会計予算(内閣提出、衆議院送付)

○令和三年度政府関係機関予算(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山本順三君) ただいまから予算委員会を開会いたします。

令和三年度総予算三案に関する理事会決定事項について御報告いたします。

本日は、締めくり質疑を七十分行うこととし、各会派への割当て時間は、自由民主党・国民の声六分、立憲民主・社民二十八分、公明党六分、日本維新の会十分、国民民主党・新緑風会十分、日本共産党十分とする。質疑順位につきましてはお手元の通告表のとおりでございます。

○委員長(山本順三君) 令和三年度一般会計予算、令和三年度特別会計予算、令和三年度政府関係機関予算、以上三案を一括して議題とし、これより締めくり質疑に入ります。山田修路君。

○山田修路君 皆さん、おはようございます。自由民主党の山田修路です。

令和三年度予算の締めくり質疑ですので、これまでの本委員会での議論、これを改めて政府の方針について伺いたいと思います。

まず、東京オリンピック・パラリンピックであります。昨日、聖火リレーもスタートしました。そして、政府や組織委員会、JOC、東京都など、現在様々な検討がそれぞれの機関で行われております。

自民党では、参議院議員が手分けして各国の大使館を回り、選手を派遣していただくよう要請活動を行っております。昨日の時点で四十九か国の大使館を訪問いたしました。

私も今週月曜日にフランス大使館を訪問しまして、大使にお目にかかりました。フランスは、御存じのように、二〇二四年にパリで次のオリンピック、パラリンピックを予定しているということで、大使も東京大会への参加について大変熱意を持っておられました。

一方で、コロナ禍の中で選手や要人を日本でどう受け入れたらいいのか、また、ホストタウンとの関係など、参加国側の様々な課題も伺ってきました。そこで感じたことですが、やはり各国への情報提供と我が国の相談の体制、これをしっかりとっていくこと、このことが重要だと思います。各大使からは、丸川大臣も就任されました。

けれども、大臣にもお会いをして直接いろんな情報もいただきたいというお話もありました。各国の関係者が安心して参加できるように政府としてどのように対応していくのか、丸川大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(丸川珠代君) ありがとうございます。

まず、昨日、聖火リレーが無事、福島のJヴィレッジをスタートいたしました。これから百二十日間、希望のともしびとして全国を巡るということになっております。ここまで御尽力をいただいた皆様はこの場をお借りして改めて感謝を申し上げます。

また、自民党参議院におかれましては機運醸成に御尽力をいただいておりますこと、心から敬意を表したいと思います。

情報発信についてまだまだ至らない点があるという御指摘でございます。

JOCから、また組織委員会とともに積極的に情報発信をお願いしているところでございますけれども、やはり外国の観客の方を断念したその先の細かいロジスティクスについては、まだまだこの先、完全に決まっていなくて、まだまだ変更し得るところもあるということで、十分に御質問に答え切れていない部分もございます。決まり次第、できる限り速やかに丁寧に説明を努めてまいりたいと思っております。これからも東京都また組織委員会とも連携をしながらこうした情報発信に努めてまいりたいと思っております。

御指摘ありがとうございます。

○山田修路君 ありがとうございます。

総理にお伺いしたいと思います。

コロナの中で、総理、いろんな要人と会われる機会少なくなっていると思っておりますけれども、是非各国の要人に対して参加を促すなど情報発信をしていただきたいと思っております。この点をお願いいたします。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 参議院の皆さんにそれぞれ御要請いただきまして、ありがとうございます。

ます。

東京大会については、政府として東京、組織委員会、IOCなどと緊密に連携して準備を進めてきており、その準備状況については、在京外交通への説明会の機会などを通じて外国に対して情報提供を行ってきています。

また、私自身でありますけれども、国連総会の国際会議や各国首脳との会談の機会、こうしたことを通じて、今年の夏、安全、安心な大会を実現する決意を繰り返し発信をしてきました。例えば、これに対して、先月、G7の首脳テレビ会議の中で、G7の首脳全員の支持を得ることができました。

政府として、これから更にそうした情報の発信をしっかりと行って、東京大会を成功させたい、このように思います。

○山田修路君 ありがとうございます。

大使館の方では、やはり組織がいろいろあつて分かりにくいという話もあります。各国の方々が気持ちよく安心して参加できるように、積極的な情報発信と、そして各国へのきめ細やかな対応を是非お願いしたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症に関連して質問いたします。

緊急事態宣言は二十一日に解除されました。しかしながら、新規感染者数が増加し、また変異株への不安もあります。宣言解除後の対応について五つの対策が決定されました。これをしつかりと進めていくことが国民の安全、安心につながると思います。

幾つか伺いたいと思います。変異株はまず、変異株についてでございます。変異株は感染力が高い、強いとも言われておりますし、重篤化する懸念もあります。変異株の国内への流入、そして感染拡大防止の対策について田村大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(田村憲久君) 委員おっしゃられるとおり、感染力の問題、それから重症化の問題、さらには免疫に影響があるのではないかと、様々なこ

と、可能性が今言われているわけでありませうけれども。

まず、水際ということでありまして、これももうしつかり対応していかないと、これはもうここでパッケージでお示しをいたしましたけれども、まず、基本的には、国内に入る前にしつかり七十二時間以内に検査をいたして、それから、国内へ入ったときに検疫で検査。そしてさらには、やはり変異株がはやっていく地域から来られた方々、これ今指定しておりますけれども、こういう方々は三日後にもう一回、滞在をいただいた上で、ホテル等に、三日後にもう一回やっていたら

と。そして、入国から二週間は公共交通機関等々を使わないというようなことを誓約書に書いていただいた上で、その二週間は御自宅で滞在いただきますが、それに関しても、フォロワーセンターというものを、これは国が今対応いたしておりますけれども、つくりまして、日々連絡を取って健康観察を含めてやっておるといふことであります。

これ今、更に強化ということで、例えばアプリ等々を入れていただいてGPSで位置確認をさせていただくということ、それから、アプリの中で、アプリといいますが、要は、日々、毎日画像で連絡を取らせていただいで、本当にそこにおいていただくのかということも確認をさせていただくと。で、三日間行方不明ということになれば、民間の警備会社と契約しまして、駆け付けていただいて状況を把握いただくなんということも今順次体制を整備している、そういう最中でございます。そういうことでしつかりと水際対策やるということ。

それから、継続的に今各地域で変異株の方出てきておりますので、感染者の方々が、これスクリーニングを強化しなきゃいけないということ、今まで五%から一〇%、四十七都道府県でお願いをいたしておりますが、これ、できる限りということ、今めどが立っているのが大体四〇%、陽性患者の方々の検体四〇%までスクリーニ

ングをするところまではめどが立ちつつあります。これが実現できれば、更にですね、民間の検査機関等々にもお願いして更にこれを広げていこうと思っておりますが、まずは四〇%を目指させていたきたいと思います。

そして、見付かったら、それは積極的疫学調査でそれ以上そこが、その方々の感染のルートが広がらないように囲い込んでいくと、こういうことなるべく感染拡大を遅らせていくというよう、そういうような対応を取らせていただいでいるような最中でありませう。

○山田修路君 ありがとうございます。

次に、河野大臣にお伺いをいたします。ワクチンの接種を促すと、この点について河野大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(河野太郎君) 最近の世論調査を見ておきますと、このワクチンの接種を希望する方の割合というのが増えてきております。そういう意味で、政府としては正確な情報を的確に国民の皆様にお知らせをするということ、接種を促してまいりたいと思っております。

また、若い世代の方々にもこのワクチン接種を是非受けていただきたいと思っておりますので、現役世代の順番になりましたら、そこは積極的にSNSなどを使って広報に力を入れてまいりたいと考えております。

○山田修路君 ありがとうございます。

変異株、そしてワクチンの問題など、国民の関心も非常に高い事柄でございますので、しつかりとまた対応をお願いしたいと思います。そして、経産大臣にお伺いをします。コロナ禍の中で、観光関連産業、そして外食産業、多くの中小企業、小規模企業の皆さん、苦し

い状況にあります。補正予算や当初予算で様々な対応をされておりますが、この中小企業や小規模企業、そして地域の地域の産業、そういったものを守っていくためにどのように対応されるのか、梶山大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(梶山弘志君) 観光関連産業や外食等の産業は、緊急事態宣言が発令された地域で外出が自粛された結果、依然として厳しい状況が続いております。緊急事態宣言が発令された地域外であっても、年末年始の帰省や旅行の取りやめが増加したことなどにより、中小企業・小規模事業者を中心に大変厳しい経営環境にあると承知しております。

こうした中小企業・小規模事業者の事業継続を支えることは大変重要でありまして、このため様々な支援を措置しております。具体的には、緊急事態宣言再発令に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出、移動の自粛により影響を受けた事業者に対し、法人六十万、個人事業者三十万を上限に一時支援金を支給しております。また、アプターコロナ、ウイズコロナの経済社会の変化に対応するため、中小企業等の思い切った新分野展開、業態転換を事業再構築補助金により最大一億円支援をしております。実質無利子無担保融資の上限引上げや、政府系、そして民間金融機関に対する累次の配慮要請等実施してきているところでもあります。

他省庁の政策も含めて周知を図っていき、そして様々な政策を通じてコロナ禍で厳しい状況に置かれた事業者を支えてまいりたいと考えております。

○山田修路君 ありがとうございます。

このコロナの中でリモートワークが進んだということもあつて、東京圏から地方への人の流れが見えているというふうに思います。地方創生という観点から、今こそ政府を挙げて、地方への移住など、地方への人の流れをつくっていくことが非常に大事だと思います。坂本大臣に、地方の、地方への人の流れをつく

ることについての取組についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(坂本哲志君) 今般のコロナ禍の中で、昨年七月から東京からの人口の転出というのが超過をするようになりました。先月の二月も千六百人ほど超過をしておりますので、これで八か月連続転出超過ということになります。委員御指摘のとおり、この流れをやはりしっかりと受け止めてまいりたいと思います。

内閣府では、情報発信サイトとして、「いいかも地方暮らし」というようなサイトを開設をいたしました。また、一方の方で、テレワークの交付金百億円を組みまして、それでサテライトオフィスを充実していただくこと、あるいは移住者にテレワークで仕事をするための環境を整えようということをやっております。

御地元の石川県でも、これは移住と就職をワンストップで支援する、いしかわ就職・定住総合サポートセンターというものを設置されました積極的にこの移住を推進されているということで、本当に有り難く思っております。

こういった取組、それから一方の方で、プロフェッショナル人材を地方に送り込もう、そして地も供給することによって、地域の地です、それで地方経済を活性化することによって職の範囲を広げようというような取組もしております。

各省庁それぞれ連携取りながら、経済界の協力も得ながら、しっかりと移住、定住構想を現実のものにしていく、東京圏の一極集中を是正し、地方分散型の社会をつくり上げてまいりたいと思っておりますので、これからは御提言よろしくお願ひしたいと思います。

○山田修路君 最後に、総理にお伺いをいたします。

これまで、感染症の関係、そして経済の関係、コロナ、本当に我が国が直面する非常に重大な問題であると思います。政府を挙げて取り組んでいただきたいことですが、総理の御決意を改めてお伺いしたいと思います。また、あわせて、

地方の活性化、これは総理もライフワークとして取り組んでこられたと思うんですけども、その思いについても改めてお伺いをしたいと思います。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 新型コロナウイルスの闘いが始まってもう一年です。政府としては、国民の命、暮らしを守るために全力で取り組んでまいりました。特に、先般の緊急事態宣言においては、ピンポイント的に絞って対策を講じた結果、約八割以上感染者数が解除時には減少しているということも結果として出ております。しかしながら、また現在、新規感染者数が地域によっては増加しており、感染の再拡大に強い警戒感を持って全力で取り組んでまいりたいというふうに思います。

そういう中で、今、地方の移住の話もありました。東京都において地方へ転出する方がたしか八か月連続増えていることも御事実であります。地方に関心が高まっている、こうしたことを、この機会を捉えて、転職、移住の支援、テレワークの促進など、地方にいても東京と同じ、都会と同じように仕事、生活ができる、そんな環境を是非つくっていただいで、この機会に地方へ多くの方が興味を持って、そして転出していただきたい、そういう思いであります。

○山田修路君 ありがとうございます。

本当にこの予算、大事な内容を含んでおりますので、成立の暁には早期にこの実施に移していただきたいと、このことを最後にお願ひをいたしまして、質問を終わります。

○委員長(山本順三君) 以上で山田修路君の質疑は終了いたしました。(拍手)

○委員長(山本順三君) 次に、白眞勲君の質疑を行います。白眞勲君。

○白眞勲君 おはようございます。立憲・社民の白眞勲でございます。

まず、財務省に、GOTOキャンペーン関連予算の執行状況について御説明願います。

○政府参考人(矢野康治君) お答え申し上げます。

GOTOキャンペーンの予算でございますけれども、トラベルあるいはイトなどのGOTOキャンペーン、四事業ございますけれども、四事業合計で執行額が九千六百十八億円、予算が三兆七百七十億でございますので、残額が二兆一億千億円余りとなっております。

○白眞勲君 二兆一億千億円も余っているということなんです。このお金、もうすぐ年度末ですけれども、どうするおつもりでしょうか。

○政府参考人(矢野康治君) お答え申し上げます。

GOTOキャンペーンの四事業につきまして、いずれも財政法上の繰越明許費となっておりますので、次年度、すなわち令和三年度に繰り越しての使用が可能ということになっております。

○白眞勲君 繰越しということですが、では、このGOTOキャンペーン、国交大臣、農水大臣、来年度どうするおつもりでしょうか。

○国務大臣(赤羽一嘉君) 国内の旅行消費額というのは、一昨年、年間で二十二兆円ございます。ビジネスを除いて観光に限っていても十三兆円です。毎月一・一兆円ほど期待されておるところでございます。そこに五〇%の割引をすることでGOTOトラベルでございますが、ですからマックス五千億ぐらいの、月です、そうした割引が期待されるというところでございます。

昨年十月、十一月、東京都も入れてフル回転したときには二千億余りでございます。まだ六割、七割でございますが、これフル回転していくとそうした、我々としては、一兆二千億ぐらい余っておりますが、GOTOトラベル再開になればこうしたことはしっかりと消化できるものだと思います。

ただ、今の感染状況はまだ、緊急事態宣言は解除されたものの、地域によってはパウンドの対策を注視しなければいけないという状況でございますので、我々は、国民の皆様が安心して観光を

楽しんでいただける、そうした状況があることが何より大事だと思っておりますので、そうしたことは、ですから、今のところGOTOトラベルの全面的な再開というのはしばらく考えていなくて、感染の収束ということをやることがある意味では最大の支援だということに捉えておるところでございます。

○国務大臣(野上浩太郎君) GOTOイート事業についてありますが、昨年の九月のコロナ感染対策分科会におきまして、各都道府県においてはステージ1と2に相当すると判断される地域で実施をすることと基本としておりまして、ステージ3と4に相当すると判断される地域では慎重に判断すべきとの提言がなされております。

都道府県は、これまで、この考え方に沿いまして、地域の感染状況を踏まえて、飲食店の営業時間の短縮要請等と併せて食事券の販売等の一時停止を判断してきております。

今、食事券につきましては六月末までということになっておりますが、再開につきましても都道府県が感染状況を見極めつつ検討を進められるように、引き続き緊密に連携をして対応してまいりたいと考えております。

○白眞勲君 財務省にお聞きいたします。

○政府参考人(矢野康治君) お答え申し上げます。

補正予算、春の、昨年春の補正予算で十一兆五千億円計上されましたけれども、三次補正の財源として一兆八千五百億円を充て、累計で九兆一千四百二十億の使用を決定し、残りが五千八百億円であります。

○白眞勲君 このお金はどうするおつもりでしょうか。

○政府参考人(矢野康治君) お答えいたします。

予備費につきましては繰越しということがございませんので、これは、このまま年度末を迎えた場合には、不用、用いずという整理になります。

○白眞勲君 総理にお聞きしたいんです。まあ総

理にお聞きしたいというか、総理に聞いてもらいたいんですけれどもね。

これ、私は、コロナ関連での高齢者の健康維持関係の予算にこの残りの五千億、これ使われたらどうかと思うんですよ。というのは、何としようか、先日の調査でも、コロナの感染拡大で外出の自粛が続く中、特に高齢者の健康に深刻な影響が出ているという調査結果が出ているんですね。何となくそれ私も分かるんですよ。もうほとんどみんな家にいらつしゃって、外、出られない、ステイホームだ、ステイホームだというふうに言われていますので、なかなかこの高齢者の健康、運動不足による体の機能の衰えとか、人と会う機会が減ったことで様々な問題生じているというふうに思っているんですが。

ちよっと厚労大臣にお聞きします。政府としてもこれは把握されていますよね。

○**国務大臣(田村憲久君)** 昨年十二月、高齢者の心身の状況、これの調査の中間報告を受けておりますが、その中で、やっぱり外出の機会が二〇%ぐらい減っているという答えがあるのと、認知症の症状が見られるという、増加しているというのは若干見られます。例えば時間の感覚が分からなくなつて見るとか、そういうのはあります。ただ、要介護認定、これを去年を見ますと、それほどこの期間悪化はしていません。

いづれにいたしましても、厚生労働省としては、様々な形で高齢者の方々の健康維持のための対策というものをこれは今進めております。ウエブや、それこそオンラインでの認知症カフェ等々を通じてやっておりますけれども、しっかりと我々も注視しながら、健康を守るようしてまいりたいというふうに考えております。

○**白眞勲君** そこで、ちよっと総理に、私、前にこの認知機能の低下とか何かというので、テレフォンキャンペーンしたらどうだって、覚えていらつしゃいますでしょうか、テレフォンキャンペーン。この五千億をこれに充てたらどうかと思うんです。

どういう意味かといいますと、もう一回申し上げますと、政府は携帯の値下げというのは一生懸命していらつしゃるんですけど、御高齢の方では携帯ではなくて家にある固定電話、これを一定期間例えば無料でしますから、その間、お孫さんや友人や知人に電話してくださいと。その分、政府は電話代を負担しますからと。外に出られない分、じゃんじゃん家から電話してくださいよと。

固定電話だから、外に持って出られませんか、電話するときは家から電話しなきゃいけないんですよ。ですから、そういう、この予備費五千億円を使つてですね、ということなんです。だから、携帯ではなくて家の電話でいや応なくステイホームになるし、逆にコロナを利用して家族や友人のきずなを深めようよと。

やっぱりこの問いに対して、総理、先日、前向きな提案として受け止めさせていただきますとおっしゃっていただいたんです。私も期待していたんですけれども、なかなか何もその後ないんだな。

それで、例の遺骨ね、厚労大臣、遺骨の関係についても、私、そのとき、その前かな、何かに、収集を海外全域に広げたらどうですかという御提案をしたら、総理は、物すごい、すぐにお応えくださったんですね。それ、全力を持ってやりますとおっしゃっていただいた。そうしたら、厚労省、約一週間後にはもう発表ですよ。これ全部に広がりますよとやっている。何か厚労省に比べてやけに電話の方は遅いなと、総務省さんね。

だから、私、これ、もう一度総務省にこれ検討を指示するように言ってくれませんか。

○**内閣総理大臣(菅義偉君)** 私、議員から提案されたとき、なかなかいいアイデアだなということを受け止めさせていただきました。

これを具体的にというのはなかなか実は簡単ではなかったんですけれども、例えば孤独・孤立問題が大きくなっています。私どもも坂本担当大臣を指名しまして今一生懸命取り組んでいます。その中で、電話相談というのは結構NPOの皆さん

がやっていただいているところが多いんです。自殺の相談とか、あるいは子供の問題とか、いろんな相談があります。そうしたところに、今回、全体、ボランティアの皆さんに六十億円、そうした活動を支援をさせていただく、そういうところで決定をさせていただきました。そういうところでも使っていたらなければなというふうに思っています。議員の発想とはかなり小さくなるんですけど、でも、そういうところでも一つ一つ対応していければいいなというふうに思います。

○**白眞勲君** 五千億ありますので、私、やっぱり予算が五千億あれば、一億人いれば一人五千円で、だから、各家庭に約電話代分ぐらいはできるかなと思つているんですよ。例えば、このポイントというのは、予算が限られているところが逆にいいポイントだと僕思っているんですよ。

というのは、テレビの通販でも、今から三十分間オペレーターを増員してお待ちしますとか、今電話が集中しています、掛かりにくい状態ですというふうに言われると、やっぱりみんな焦つて電話したりするじゃありませんか。やっぱり、期限とか予算が限られていると言つと、その間、電話をじゃんじゃんする。

だから、そういう形にして、今のうち、やっぱりワクチンが高齢者に行き渡るまではステイホームをしてくださいますよと。出ちゃ駄目、出ちゃ駄目ばかり言わないで、じゃんじゃん電話をしてくださいますよ、こういう前向きな答弁やってくれたら、前向きといたつて私の方を向いてもしようがない、高齢者に向いてもらいたい。

こういう、予算なくなつたら終わりという、これをもう一回、検討を総務大臣に言ってくれませんか。お願いします。

○**内閣総理大臣(菅義偉君)** 私ども政府としても、高齢者の皆様は本当に大事だというふうにも思っています。そうしたいろいろな事業があれば、そこはちゅうちよなく対応していくというのが政権の基本的な考え方でありまして、いづれにしろ、そういう健康、先ほど厚労大臣からいろいろなメ

ニューがあると言っていました。そういう中を充実させていくのも一つかなというふうにも思っています。

○**白眞勲君** これは固定電話がいいんです。実際電話だとか企業が使う法人用ではなくて、住宅用の固定電話だけを考えてみなさいという指示をお願い、指示、検討の指示をしますということをおっしゃっていただけませんか。

○**内閣総理大臣(菅義偉君)** 高齢者の様々な政策については、それぞれしっかり考えてやるようにいたしますので、そういう中の一つとしてということで検討させてみたいと思います。

○**白眞勲君** 何か無理やり言わせちゃったような感じで申し訳ないですけど、でも、やっぱり言っていたいたいたのは有り難い話でございます。

総理は先日、ワクチンを打つたことですが、けれども、多くの国民はまだ接種されておられません。そういった方々に対する思いはちよつとどういうふうにも思っているのか、ちよつとお聞きしたいと思つています。

○**内閣総理大臣(菅義偉君)** 来月前半の訪米に向けて、新型コロナ対策を万全に期すと、そういう、日米で一致しておりますので、先日、三月十六日、ワクチンを接種したところでありまして。私自身、接種を行つて、一日も早く全ての国民の皆さんにワクチンをお届けしたい、そういう思いを強くいたしました。今、政府挙げてこのワクチン接種、今取り組んでおります。

いづれにしろ、感染予防、重症化に対しては大きな武器になりますので、できる限り早く接種するように努めていきたい、こういうふうにも思っています。

○**白眞勲君** 世界中の方々の中にはまだワクチンを打てない、いつになるか分からない人々も多くいることに対する思いというのはどうでしょうか。

○**内閣総理大臣(菅義偉君)** 新型コロナを、感染症、収束するためには、国内のみならず、途上国

すよ、あれ。何とかなりませんかね、民間同士の、この接種証明ないと駄目よといった場合の。

○国務大臣(田村憲久君) 厚生労働省は、不利益な取扱いはやめてくださいというようなことをもうホームページ等でこれは広報していきたいというふうを考えておりますし、まあ今もやっておりますと思いますが、なかなか、その民間同士、一体何を目的にという、例えば、個人でどうしてもある事業主の方々がこの接種を広げたいという個人的な思いの中で、そういうような方々に限った何かの対応、その差別的取扱いというよりはそういう方々に限った何かの対応をしたいというようなことを、これを何か制約する法的な根拠もないわけでございますので、ないわけでございますので、それに対して法的に何とかということではできないわけですが、我々としては、そういうことを国民の皆様方に御理解いただくべくお訴えはさせていただきますと思いますが、それぞれはなかなか難しいところであるというふうに考えております。

○白眞勲君 総理、やっぱり何かガイドラインを作ったらいと思うんですけど、どうでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) ちょっとガイドラインというのが、多分、どういうものに対しては好ましくない、どういうものには好ましくないけれども仕方がないみたいな話だと思っておりますが、そこが国民的な合意をどうやって得ていくのかというのが難しいわけでございますので、ちょっとガイドラインというよりは、類型的なものがあるのかどうか、ちょっと頭はひねってみたいと思いますが、作ることでお約束するというのはなかなか難しいところで、ちょっと頭はひねってみたいというふうに思っております。

○白眞勲君 総理、どうでしょうか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) ワクチンそのものは、これ個人の意思で受けるということでありま

すので、そうしたことを考えたとき、今厚労大臣が言った頭をひねるといふことじゃないでしょうか。

○白眞勲君 最後に、これからA、B、C、D、ワクチンがいろいろできますよね、これ選べるんですか、国民は。

○国務大臣(河野太郎君) 現在はまだファイザー一種類でございますが、これ第二、第三のワクチンの承認が、承認のめどが立ったときに最適な戦略を考えてお知らせしていきたいと思っております。

○白眞勲君 最後にありますけれども、今日これで、今日で総括ということ、もつといつばいしゃべりたいことあるので、また予算委員会開いていただいて、そのときには総理にもまたお出まされたらいい、またいろいろ議論をさせていただきたいと思っております。

○委員長(山本順三君) 以上で白眞勲君の質疑は終了いたしました。(拍手)

○委員長(山本順三君) 次に、宮沢由佳さんの質疑を行います。宮沢由佳さん。

○宮沢由佳君 立憲民主・市民の宮沢由佳です。早速質問に入ります。農業と食料安全保障について伺います。

○国務大臣(野上浩太郎君) お答え申し上げます。今御指摘ありましたとおり、昨年来の新型コロナウイルスによりまして、海外では一部の国による食料の輸出規制が行われましたし、また、国内ではスーパーなどで米やパスタなど食料品が一時的に欠品するなど、食料安全保障の重要性が一層意識されることになったと思っております。

こうした中で、食料の安定供給に向けまして、輸入品からの代替が見込まれます小麦、大豆等の

増産ですとか、あるいは加工食品や外食、中食向け原料の国産への代替え、そして、農業経営の底上げにつながる生産基盤の強化、また農林水産業の担い手の育成確保等に取り組んでいくこととしておりますが、食料の安定供給、これは国家の最も基本的な責務の一つでありますので、今後ともこの安定供給に向けて生産基盤の強化等につかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○宮沢由佳君 ありがとうございます。

○政府参事(青山豊久君) お答えいたします。主要品目の備蓄の状況でございますけれども、米については約一・七か月分に当たる百万トン、これは二年連続でも不作でも対処できる水準でございます。食糧用小麦につきましては二・三か月分に当たります約九十三万トン、これ代替輸入できるとの期間を賄う水準でございます。

○宮沢由佳君 経済産業大臣、石油などの資源エネルギーの備蓄はどれくらいの期間経済活動を賄えるようになっていくのでしょうか。また、なぜその期間備蓄しているのか、お答えください。

○政府参事(南亮君) お答え申し上げます。我が国では、海外からの供給途絶や国内災害により石油不足が発生した場合に、国民生活や経済活動への深刻な影響を回避するための十分な数量としまして、国際ルールと石油備蓄法に基づき、石油及びLPGガスの備蓄を確保しております。

石油については、現在の石油備蓄目標において九十日分の国家備蓄と七十日分の民間備蓄をそれぞれ下回らないということにしておりまして、令和三年一月末時点で合計で国内消費量二百四十六日分の備蓄を確保しております。

また、LPGガスについても、現在の備蓄目標に

おいて四十日分の民間備蓄と五十日分の国家備蓄をそれぞれ下回らないこととしておりまして、令和三年一月末時点で合計百二日分の備蓄を確保しているところでございます。

○宮沢由佳君 経産大臣はエネルギー安全保障についてどのようにお考えでしょうか、教えてください。

○国務大臣(梶山弘志君) エネルギーは、全ての社会経済活動を支える土台であります。そのため、3EプラスSのバランスを取りながら安価なエネルギーの安定供給を確保することは、いつの時代、いかなる状況下においても最重要課題と認識しております。特に、現在、一次エネルギー供給の約八五%を化石燃料が占めている現状を踏まえれば、化石燃料の安定供給の確保は重要な課題であります。資源外交などを通じて資源権益の確保を進めるとともに、石油備蓄の確保などの取組を進めてまいりたいと考えております。

また、エネルギー自給率を高めるために、徹底した省エネや、国産エネルギー源である再生エネの最大限導入、数年にわたって国内保有燃料だけで発電可能な準国産エネルギー源である原子力の活用に取り組んできたところであり、今後も着実に進めていくことが重要であると考えております。

現在進められているエネルギー基本計画の見直しに向けた議論においても、こうしたエネルギー安全保障の観点も含め、集中的に議論を深めてまいりたいと思っておりますが、いかなる時代も、国民の生活も経済活動もやはりエネルギーを欠くことによつて大変な障害が、支障が生じるということでありまして、しっかりと安全保障ということでも備蓄をしてまいりたいと思っております。

○宮沢由佳君 経産大臣、ありがとうございます。

農水大臣、備蓄に関しての意識が低いのではないのでしょうか。お答えください。

○国務大臣(野上浩太郎君) やはり食料の安定供給を将来にわたって確保していくに当たりまして、凶作ですとかあるいは輸入の途絶等の不測時

においても、これ国民が最低限度必要とする食料の供給を確保できるように、今、緊急事態食料安全保障指針を策定しておりまして、事態の深刻度に応じてこれ講ずべき対策を定めております。

同指針に基づきまして、事態の状況に応じまして、米、麦、飼料用穀物の備蓄の活用、あるいは輸出余力のある代替輸入先からの輸入、また食糧法等による価格、流通の安定のための措置の発動、米や大豆など熱量効率の高い作物への政策転換等の対策を実行していくこととしております。

○宮沢由佳君 大規模な自然災害等が起こった場合には、生産資源から生産過程、収穫等まで、国民が生きていく上に絶対に必要な量は全て国内で賄えるようにすべきと思いますが、農水大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(野上浩太郎君) 今申し上げた緊急事態食料安全保障指針を策定しているわけでございますが、特に、一人一日当たり二千キロカロリー、供給熱量がですね、これを下回ると予測される場合には最も深刻なレベルとしておりまして、米、大豆、芋など熱量効率の高い作物への生産転換ですとか既存農地以外の土地の利用等を通じて、国民が最低限度必要とする食料の供給に万全を期すこととしております。

不測の事態に備えまして、少しでも多くの食料を国内で賄うために国内農業生産の増大を図ることが重要と考えておりまして、生産基盤の強化あるいは担い手の育成確保をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

○宮沢由佳君 資料を御覧ください。フランスの食料自給率は一三〇％。食料自給率三八％の日本は、もともと平時から危機感を持ち、必死になって国内の農業生産の増大を図り、食料自給率を上げる必要があると思っております。

農水大臣は、食料自給率の低位性が日本の農業が抱える最重要問題との認識はございますでしょうか。

○国務大臣(野上浩太郎君) 食料の安定供給はこれはやはり国家の基本的な責務の一つでありま

て、近年、食料供給をめぐるリスクが多様化する中で、我が国農林水産業の生産基盤を強化してまさにその食料自給率の向上に努めること、これ極めて重要であると考えております。

昨年閣議決定されました食料・農業・農村基本計画におきましても、令和十二年度に食料自給率をカロリーベースで四五％、生産額ベースで七五％に引き上げる目標を設定しているところであります。

この達成に向けまして、今般のコロナの発生の状況なども踏まえながら、先ほど申し上げました輸入品からの代替が見込まれます国産農産物の増産ですとか、加工食品、外食、中食向け原料の国産への切替え等々、必要な施策をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

○宮沢由佳君 食料自給率四五％目標、これも二〇〇五年の基本計画から変わっていませんね。二〇一五年には四五％にするんだという目標のままです。

政府の決めた自給率向上の目標を到達できない、何が何でも達成する意欲がない、政府は掛け声だけで真剣に自給率を上げようとしなさい、これが最大の問題ではないですか。農水大臣、もう一度お答えください。

○国務大臣(野上浩太郎君) やはり、我が国のこの食料自給率低下をしてきた主な要因、様々な要因があるかと思っておりますが、産業構造の変化とともに人口が増加をする都市部に人口が集中をするという様々なそういう社会変化の中で、食料消費面では、食生活の洋風化が進んで、国内生産で需要を賄える米の消費が減少する一方で、畜産物や油脂類等の外国産の飼料や原料に依存する品目の消費が増大をした。農業生産面では、こうした消費面の変化に対応して、米の生産が減少して畜産物、油脂類等の生産が増大してきたこと等によるものと考えておりますが、このような変化も捉えながら、先ほど来申し上げてまいりました対策、しっかりと推進をして食料自給率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○宮沢由佳君 だんだん心配になってきました。世界各国はこのコロナ禍に国内農産物の生産を大幅に強化しています。

次に、管内閣の安倍内閣から引き継がれた官邸主導型農政とも言われる農業政策について伺います。

単刀直入に伺います。管内閣の農業政策の根本理念は何でしょうか。農地保全や地域コミュニティの視点を欠いたまま競争力強化、成長産業化、経済最優先の農業政策を推進するのでしょうか。総理、お答えください。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 私自身は農家の長男でありました。常に、活力ある地方をつくる、地方を元気にしたい、そう考えたときに、大事なものはやはり農業で一定の所得を上げられる農業、そのことが私は大事だというふうに思っています。

そうでないとなかなか職業として農業を選びませんし、地方に住み続ける、このこともやはり私は難しくなってくるというふうに思っています。

ですから、私自身、官房長官、政権交代をして官房長官になった、就任したときに、最初に力を入れたというか応援をしたのが、まず四十年以上当時続いていた減反政策、この見直し、さらに、六十年ぶりという農協改革、そして七十年ぶり、八十年ぶりの、七十年ぶりの森林、それと漁業改革、こうしたことにも取り組んできました。

それは、意欲と能力のある農家が農地を集積しつつ、自らの創意工夫で野菜などの高収益な作物を自由に選んで販売する、そうしたことによつて所得が向上をする、そうした環境を私はつくりたいというふうに思っています。それが基本的な私自身は今取り組んで支援をしている考え方であります。

○宮沢由佳君 ありがとうございます。ただ、それが実現していない。それをしっかりと数値が上がっていくように頑張っていたきたいと思っております。

お聞きします。規制改革推進会議のメンバーに農業関係者はどのくらいいらつしやいますでしょうか。規制改革担当大臣、会議での人数と割合を教えてください。

○国務大臣(河野太郎君) 規制改革推進会議の農林水産ワーキング・グループの専門委員に農業法人の経営者がお二人いらつしやいます。割合については、申し訳ございません、今即答できません。

○宮沢由佳君 規制改革会議のメンバーにはいらつしやらないということ、専門委員の中にお二人、農業の経営者がいらつしやるとのこと、この中に中小規模家族経営農家や中山間地農家を代表する方はいらつしやいますか。

○国務大臣(河野太郎君) お二人とも農業法人の経営者と何っております。

○宮沢由佳君 やはり、実際に中小規模家族経営農家や、中山間地の農業に従事されて御苦労や課題などをしっかりと現場で発言される方が必要だということに思っています。経営者ということですが、こういう方をしっかりと入れていただきたいというふうに要望させていただきます。

政府は、農業政策において、中小規模家族経営農家や中山間地農業についてどう位置付けているのでしょうか。農水大臣、お答えください。

○国務大臣(野上浩太郎君) 日本の農業経営体の約九八％が家族経営でありますし、こうした方々が地域の農業生産あるいは美しく活力ある農村支えていると認識しております。

このため、経営規模の大小や法人か家族経営かの別を問わず、意欲ある担い手を幅広く育成、支援をする、また、中小・家族経営など多様な農業経営体が地域社会の維持に重要な役割を果たしていることに鑑みた支援を行っております。そのことを昨年閣議決定されました基本計画においても明確にしたところでございます。

また、中山間地農業のお話ですが、これも、我が国の農業産出額の四割を占めるとともに、国土の保全や景観の維持、水源の涵養、洪水防止

等々、多面的な、多面的な機能を有しておりまして、重要な役割を果たしているとの認識をしております。

今後、引き続き、品目別対策ですとか多面的機能支払、中山間地直払い等々の支援を通じて、この中小・家族経営あるいは中山間地の農業をしつかりと支援をしまいたいと考えております。

○宮沢由佳君 是非力強くお願いいたします。特区において株式会社を農業に参入させる試みが行われていますが、今後、全国に展開するのでしょうか。特命担当大臣、お願いいたします。

○国務大臣(坂本哲志君) 兵庫県の養父市におきまして、そこを特区に、国家戦略特区に指定をいたしまして、農業法人の農地取得事業というものをこれまで行ってまいりました。それを全国展開仮にした場合に果たしてニーズがあるのかどうか、それからいろいろな問題点があるのかどうか、これをいま一度調査を、特区以外のところについても調査をしなければいけないということで、今回、法案を出したところでございます。

その間、この特区の方は八月までの時限であります、時限立法でございますので、その期限を二年間延長して、その二年間の間に今私が言いましたような調査を行って、そして調整をした上で速やかに法律を提出するというようなことにしているところでありまして。

○宮沢由佳君 株式会社は営利社団法人です。もうけがなければ株主に配当できず、株主から経営責任を追及され、事業から撤退する可能性もあります。撤退に関して何か規制を設けることになっているのでしょうか。担当大臣、お願いします。

○国務大臣(坂本哲志君) 現在の養父市におきましては、法人が農地を買おうとした場合には、まず養父市の方に所有権の移転をいたします。そして、養父市が今度は買おうとしている法人の方に所有権を移転すると。この三つの団体で所有権を移転させるといふふうにしております。

そして、もし農業が維持できなくなつたということであれば、その農地はまた養父市に所有権を

移転させる、そして養父市はその農地をやはり適切に農地として使うために様々な対応を取るといふようなスキームになっておりまして、養父市の場合にはそういう歯止めが掛かっているということでございます。

○宮沢由佳君 歯止めとおっしゃいますけれども、自治体へ返された農地を自治体が営農するのでしょうか。また、次を探すまで荒れ放題になつてしまふのではないのでしょうか。国家が特区で企業家に好き勝手させておいて、撤退時には自治体は何とかしろというのには余りにも無責任だといふふうに思います。

それでは、耕作放棄地について伺います。政府は、耕作放棄地復旧に関してどのような施策を行い、今後どうするのか。農水大臣、お答えください。

○政府参考人(牧元幸司君) お答え申し上げます。この農業生産の基盤でございます農地というのは地域における大変重要な資源でございます。荒廃農地につきましましては、その復旧による解消と発生防止によりまして有効活用を図ることが大変重要と考えているところでございます。

このため、農林水産省といたしましては、多面的機能支払交付金あるいは中山間地域等直接支払交付金によりまして地域の共同活動等への支援、また農地中間管理機構によりまして担い手への農地の集積、集約化、また農地耕作条件改善事業等によりまして荒廃農地の解消、さらには農業委員会によりまして所有者等への利用の働きかけといったような施策によりまして、荒廃農地の発生防止と解消に努めているところでございます。

○宮沢由佳君 私は、企業型農業やスマートファームを否定しているわけではありませぬ。コロナの影響を受けて世界各国で地産地消の機運が高まり、地域社会に食を提供できる家族経営農家の重要性が再確認されています。大量生産、大量消費から環境、持続性を重視する時代へ変わったのです。是非、その辺りを農水大臣にも、また総

理にも考えていただきたいと思ひます。次に、食料・農業・農村基本計画について伺います。

基本計画は十年目標になっていきます。目標を設定するのはよいですが、毎年何をやるのか工程を明確にし、その検証を行い、目標達成へ修正を行うなど、毎年毎年積み重ねていかないと目標達成はできないと思ひます。

目標達成への工程表をお示しただけでいいのでしょうか。総理の所見を伺います。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 国民にわたつて将来に食料を安定的に供給をしていく、その必要となる農地や担い手、農業技術等の生産基盤を確保していくための中長期的な戦略というのは極めて大事だといふふうに思ひます。

このため、食料・農業・農村基本計画において、十年後の食料自給率の目標や将来ビジョンを定め、法律に基づいておおむね五年ごとに見直しを行つていきます。また一方で、当面数年間の具体的施策については、農林水産業・地域の活力創造プランとか、あるいは農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略、こういうものもありまして、こうしたものについては毎年検証、見直しを行つておるところで。

○宮沢由佳君 例えば、生産努力目標の達成度、グラフには飼料作物や飼料用米は入っていません。是非入れていただきたいと思ひます。SDGsや気候危機を踏まえた視点で今後の農業政策を考へていかなければならないと思ひます。

地産地消、有機農業、資源循環型省エネ農業、環境調和型農業、持続型農業、政府はどのように政策を進めますか、農水大臣。

○国務大臣(野上浩太郎君) 今御指摘ありましたとおり、様々な産業でSDGsや環境への対応と、いうのが大変重要になってきております。農林水産業や地域の将来も見据えました持続可能な食料システムの構築も急務の課題となっております。

このため、昨年十月に、食料・農林水産業の生産性向上と持続性の両立をイノベーションで実現

させるための新たな政策方針としまして、みどりの食料システム戦略の検討指示をしまして、現在、精力的に検討を進めていくところであります。本年一月から、生産者あるいは食品事業者、この幅広い関係者とこれまで二十回にわたる意見交換を行つてきておりまして、これを踏まえて、今回、中間取りまとめ案をまとめました。二〇五〇年までに、農林水産業CO₂ゼロエミッションの実現ですとか、あるいは化学農薬の使用量をリスク換算で五〇%低減をする、化学肥料の使用量の三〇%低減をする、あるいは有機農業の取組面積を二五%に拡大する等の目標を掲げております。

これらの実現に向けまして、調達から生産、加工、流通、消費における革新的な技術の開発、それをしっかりと社会実装していく、地産地消など環境に優しい持続可能な生産や消費を推進してまいりたいと考えております。

○宮沢由佳君 是非、力強く目標達成に向けてやつていただきたいと思ひます。農村の自然景観や農業の多面的機能を維持し、協同組合を主軸とした地域環境型経済共同体をつくることが重要だと思ひます。

では、農業、農村における男女共同参画に関して政府はどのような対策を取つていきますか。農水大臣、お答えください。

○国務大臣(野上浩太郎君) 今後のやはり農業、農村の発展、また地域経済の活性化のためには、女性の力を発揮していただけるようにしていく必要があると認識をしております。

このため、農林水産省としては、女性が活躍できる環境を整備するとともに、地域農業の方針を策定する立場により多くの女性が参画していくように、予算事業によりまして、例えば、女性の農業体験ですとか研修の受入れ体制づくり、あるいは男女別のトイレ、更衣室の確保、子育て支援のための地域の体制づくり、地域のグループ活動等を支援するとともに、女性農業者を対象としまして、地域リーダーに求められる知識やスキルの

習得、あるいは現役リーダーと次世代との交流等の支援を実施しているところでございます。

○宮沢由佳君 ありがとうございます。

山梨県では、イチゴやサクランボ狩りの観光農園がコロナ禍で今年も収入が見込めません。農林水産大臣、観光農園への支援についてのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(野上浩太郎君) 観光農園につきましては、来年二月に、農林水産省がコロナ禍の影響について、本年二月にですね、コロナ禍の影響について聞き取り調査を行ったところ、回答いただいた全国八十一農園のうち約七割が臨時休業や密を避けての営業を行う等により売上げの大幅減少があったとしておりまして、大変厳しい経営状況にあるということをご承知しております。

農林水産省としては、令和二年度第三次補正予算で措置されました販路多様化緊急対策事業というものがございまして、これ観光農園を経営する農業者を含めて、コロナ禍の影響で販路を失った国産農林水産物等を活用しまして、例えばインターネット販売ですとか地域の販促活動ですとか、こういうもので取組を支援をすることとしたとしております。観光農園経営者が活用できる施策としてまして、一時支援金ですとか持続化給付金の活用につきまして、また地方農政局等の窓口を通じて問合せに対応してきているところであります。農林水産省としては、引き続き、観光農園を含む農業経営へのコロナの影響について把握するとともに、適時適切に情報提供を行って不安の払拭に努めてまいりたいと考えております。

済みません、先ほど、みどりの食料システム戦略中間取りまとめと申しましたが、案の状況でございますので、よろしくお願いたします。

○宮沢由佳君 時間がなくなりましたので、飛ばして質問させていただきます。

二〇二〇年までに主導的立場における女性の割合を三〇％にするという政府の目標が先送りになっております。男女共同参画大臣、管理職登用、女性の、お答えください。

○国務大臣(丸川珠代君) 御質問ありがとうございます。

女性の管理職登用ということでございますが、この五年余りで上場企業の女性役員数、増加をしております。全数としては少ないんですが、割合としては増えてきております。指導的地位に就く女性が増える土壌は形成されてきたと思っておりますが、一層これを加速する必要があると感じております。

昨年十二月に策定した第五次男女共同参画基本計画でもこのことについては触れておりますが、一方で、女性活躍推進法、改正されました。令和四年度からは、一般事業主行動計画の策定及び情報公表義務の対象となる企業が常用労働者百人以上の企業に拡大をされます。こうした機会を捉えて、厚生労働省においても、新たに義務対象になる企業に対して取組内容を周知するとともに、相談会や説明会などを実施して、個別の企業訪問も行っているところであります。

内閣府としては、企業のトップ等から構成される民間団体と連携をしまして、女性管理職登用の事例の共有、また機運の醸成に取り組んできているところでございます。是非早期に目標を達成できるように努めてまいりたいと思っております。

○宮沢由佳君 総理は女性の管理職を増やす気がありますでしょうか。経済団体への働き等、行っていたらいいと思います。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 果たす気は大いにあります。

昨年閣議決定いたしました第五次男女共同参画基本計画、これにつきまして、本年一月に担当大臣が経団連との意見交換を行うとともに、女性の登用に向けた取組の要請を行っております。さらに、三月には経済団体に対して要望書を出したところであります。さらに、この三月の九日に開始をした会議において、私から関係閣僚に対して、所管の関係団体に女性を積極的に登用するよう要請をするように、こうした指示も行わせていただきました。

今後とも、企業や団体における女性の活躍促進に向けて政府を挙げて全力で取り組んでいきたい、このように思います。

○宮沢由佳君 それでは、総理に伺います。

閣僚の数は二十名、政府の目標をそのまま適用すると、三〇％、六名の女性閣僚が必要です。御所見を伺います。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 男女共同参画は我が国政府の重要な方針であります。そして、グローバル化が進む中で、世界的なこの人材獲得や投資をめぐる競争を通じて日本経済の成長にも関わる重要な課題だというふうに認識しています。

その上で、今御指摘をいただきました。政治の世界における女性の活躍の必要性が言われて久しいところでありますけれども、いまだに各国と比べて女性の国会議員や閣僚の比率が少ない、今御指摘をいただきました。ここは承知しております。このために、先般策定をいたしました第五次男女共同参画基本計画に基づく取組、ここをしっかりと進めていきたいというふうに思います。

また、政治の世界でも女性が活躍しやすい環境をつくっていくために、私自身も認識を新たにしたい、国会議員の方々とも協力しながら努力を重ねていきたい、このように思います。

○宮沢由佳君 麻生副総理に伺います。

副総理は、議員としては大先輩、国の中枢で長年重責を担われています。海外の首脳や閣僚との交流も多いと思いますが、海外の女性首脳、女性財務大臣、女性閣僚と一緒に仕事をされてみて、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) フランスの財務大臣、IMFの専務理事、ヨーロッパ銀行の副総裁、クリスティーヌ・ラガルド。スリ・ムルヤニ、インドネシアの今の財務大臣、前のあれはIMFの副専務ですかね。それから、クリスタリナ・ゲオルギエバ、ブルガリア人、今のIMFの専務理事、前のブルガリアの外務、財務大臣ですか。あと、最近出てきたのでよく出てきますジャネット・イエレンという、アメリカにおられますけど、

この人も、前のIMF、じゃなかった、済みません、FRB、日本では日銀ですね、日銀の総裁というか、あれを長くしていました。

その四人ぐらいが、私は、いろんな会議で会う女性の中で光っている人。女性だから光っているんじゃないかと、光る人だから。逆にしないといけませんね。女性だから光っているわけじゃないから。あれ、有能だから光っているんです。私はそう思っております。私の気が付いたところで有能な女性といったらその四人ですかね。あとほかにも、もっといろんな部門のところにいるらしいんですけど、金融という世界にいうとその四人が私の中に印象に残るところで、極めてできると思えますね、この方たちは。

○宮沢由佳君 女性活躍推進には男性の意識改革と協力が不可欠です。副総理には是非、女性活躍支援、男性の意識改革の先頭に立っていただきたいと申し上げ、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(山本順三君) 以上で宮沢由佳さんの質疑は終了いたしました。(拍手)

○委員長(山本順三君) 次に、森ゆうこさんの質疑を行います。森ゆうこさん。

○森ゆうこ君 私も拉致問題について質問させていただきます。

立憲民主党拉致問題対策本部を立ち上げ、私、本部長をさせていただいております。特定失踪者問題調査会による短波放送「しおかぜ」に対する更なる支援をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか、総理。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 北朝鮮にとらわれている拉致被害者の方々に対し、御家族や日本政府、国際社会からのメッセージを伝達するため、北朝鮮向け放送は極めて重要だというふうに認識しております。

政府としては、特定失踪者問題調査会業務委託として、調査会の運営するラジオ放送「しおかぜ」の中で政府メッセージの送信を行うなどとしてお

ります。

今後とも、調査会と連携して、北朝鮮向けラジ
オ放送の充実強化できるようにしっかりと連携して
取り組んでいきたい、こういうふうに思います。

○森ゆうこ君 調査会から、財政的にやっぱり
もつとしっかりと支援をしてほしいと。北朝鮮か
ら妨害電波来るのは、政府の放送じゃなくて「し
おかぜ」の方なんです。それだけ聞いているん
です。しっかりと財政支援、約束してください。

○内閣総理大臣(菅義偉君) そうしたラジオ放送
が的確に行われることができるように、政府とし
てもそこは対応していきたい、こういうふうに思
います。

○森ゆうこ君 先ほど白議員の質問で、拉致問題
に対する総理の決意はお聞きしました。しかし、
この間、二階幹事長までおっしゃっていたよう
に、何の成果もないと、安倍政権、菅政権。そし
て、今、拉致被害者の皆さんは、もうこのまま忘
れ去られるのではないか、見放されるのではない
か、物すごい焦燥感なんです。何か具体的に
もつと、本当に動いていると、もう何も感じられ
ないんですけど、どうですか、その辺。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 拉致被害者御家族並
びに被害者の方々も年々これお年を取られる中
で、二〇二二年に五人の拉致被害者の方々が帰国
されて以来、一人の拉致被害者の帰国も実現しな
い、このことについては大変申し訳なく思ってい
ます。御家族の皆さんとは、もはや一刻の猶予も
ない、そういう切迫感というのは政府も共有をさ
せていただいています。

そういう中で、最重要課題として、全ての拉致
被害者の一日も早い帰国実現に向けて、御家族の
皆さんに寄り添いながら、あらゆるチャンスを見
出すことなく取り組んでいきたいというふうに思
います。

先日放送された「ザ・モール」、北朝鮮のドキュ
メンタリー、放送されました。私、見て衝撃を受
けたんですけども、総理、御覧になりましたか。
か。そして、外務大臣、御覧になりましたか。ど
のような評価、感想を持たれましたか。

○国務大臣(茂木敏充君) 原作BBCの、これウ
ガンダの武器製造、そして石油も絡んだ三角取
引、これを描いた、題材にした、「ザ・モール」で
すから、モグラ、つまりスパイ、こういうタイ
トルの映画だったと思いますが、この番組を含めて
個別の番組についてコメントすることは控えたい
と思えますが、我が国としては、北朝鮮の様々な
取引であったりとか、この後また議論あるかもし
れませんが、瀬取りであったりとかですね、
様々な動向について常日頃から重大な関心を持
って情報収集、分析に努めているところでありま
す。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 常日頃から、北朝鮮
の動向については重大な関心を持って情報収集、
分析は行っています。

そういう中で、この先般のドキュメンタリーに
ついては、我が国として、北朝鮮からの武器の輸
出禁止を含む安保理決議、こうしたものを、しっ
かり対応していかないとかなきゃならないという気持ち
を新たにいたしました。

○森ゆうこ君 私は、あの「ザ・モール」を見て、
今の北朝鮮の状況、あそこまで初めて会った人を
信用して武器ビジネスに手を出していく、相当迫
り詰まられているんじゃないか。

あれを御覧になったり、いろんな情報で、今の
本当の北朝鮮情勢、その評価によつてはまた別
のアプローチもできるんじゃないか、そういう趣
旨でこの質問をしたんです。いかがですか。
○国務大臣(茂木敏充君) 今の北朝鮮の状況であ
りますけど、よく、昨年来、三重苦と、こんなふ

うにも言われてきたわけでありますが、一月に行
われた党大会で金正恩委員長自身が、制裁、そし
て自然災害、世界的な健康危機により、経済
目標が未達成となっていることにより、

と、恐らく中朝の間の取引ができないことにな
ると、人が出られなくなり、外貨を稼ぐ労働
者というのがなかなか海外にも出られないし、送
金もできないという問題もありますし、水害も深
刻でありまして、さらには経済制裁、これはしっ
かり履行されれば相当厳しいものになってい
ると、ああいう形だと思っております。

そういった中で、北朝鮮として、表に出ないよ
うな形の様々な、これはサイバーの世界も使つた
りして様々な取引を行っているという可能性は十
分あるんじゃないかなと。しっかりと北朝鮮に対
して国際社会全体が制裁をきちんと履行する中
で、拉致、核、ミサイル、こういった問題を包括
的に解決して、不幸な過去を清算して国交正常化
を目指す、この方針の下で毅然と対応していま
いたいと思っております。

○森ゆうこ君 方針には同感です。ただ、具体的
な政府としての取組が見えない、それを教えてい
ただきたいんです。

○国務大臣(茂木敏充君) 瀬取り対策等、例えば
フランスであったりとか様々な国とも協力をして
おりますし、我が国は国連安保理決議が違反が疑
われる船舶の監視を行っております、三年前、
二〇一八年一月以降、瀬取りの実施が強く疑われ
る二十四の行為を公表するとともに、安保理決議
が強く疑われる瀬取り行為を確認した場合には、
安保理北朝鮮制裁委員会等の通報や関係国への伝
達というも行っているところであります。

そして、この対北朝鮮、アメリカ力が影響力を
持っている、間違いないわけでありまして、日
朝の直接のトップ会談の際にも、トランプ大統
領、前大統領の方から、この拉致問題、明確に金
正恩委員長の方に提起をされている。これは習
近平国家主席もそのようにしているわけでありま

す。

そして、森委員おっしゃるの分かります。なか
なか動いていないという感じを多くの方が持たれ
ていると。特に御家族の皆さんにとっては、高齢
になる中で、そういう思い、強いんだと思ってお
ります。

もちろん、我々として幾つかのルートで様々な
接触、これも試みているところであります。た
だ、どういやり方をしていくと、まさにこれは
拉致被害者そのものの救出にも関わってくる問題
ということでありまして、控えさせていたくださ
いと思えますが、早期にやはりこの問題を解決し
なけりやいけない、こういう思いで、全力、政府
一丸となって取り組んでまいりたいと思ってお
ります。

○森ゆうこ君 総理、訪米される、バイデン大統
領とお会いになる。イランの核開発、そして北朝
鮮との密接なこの核の問題に関する関係、これは
バイデン大統領との会談の中でもやはり議題にし
てしっかりと議論していくべきだと思えますけど、
いかがですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 首脳会談の際に具体
的に何をどうするということは控えさせていた
きますが、今提案をいただいたものは最重要の、
私自身にとつては拉致問題、課題でありますし、
この核問題、極めて厳しい問題でありますので、
こうしたことというのは、首脳会談の際にはい
ずれにしろしっかりと対応していきたい、こうい
うふうに思います。

○森ゆうこ君 とにかく時間がありません。一日
でも早い拉致被害者の御帰国に向けて全力を尽
くしていただきたい、心からお願ひ申し上げます。
コロナ対策については後ほどお聞きします。

法務大臣、刑法百九十七条の一項についてお答
えください。いわゆる単純収賄罪、この構成要件
と主体は何でしょうか。
○国務大臣(上川陽子君) あくまで一般論として
申し上げれば、刑法百九十七条一項前段のいわゆ
る単純収賄罪の構成要件は、公務員が、その職務

に關し、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたこととされております。

○森ゆうこ君 確認ですが、ということは、国務大臣、政務三役を含みますね。

○国務大臣(上川陽子君) 一般論として申し上げますが、ここに記載されております公務員というところでございますが、これは、刑法七条一項におきまして、この法律において公務員とは、国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうと規定されております。

○森ゆうこ君 刑法百九十七条一項の職務とは、判例上どのように理解されているのでしょうか。具体的に担当している職務や、当該職務についての具体的な決裁権限がなくても、一般的職務権限があれば足りると解してよろしいでしょうか。

○国務大臣(上川陽子君) 一般論として申し上げますが、公務員がその地位に伴い公務として取り扱うべき一切の職務をいうとされておられ、判例によりますと、賄賂と対価関係にある行為が、具体的に相当する職務とされておられるものと承知しております。

○森ゆうこ君 つまり、決裁権限がないからいいんだといった高市早苗さんのようなブログは間違いだということをごさ、確認しておいてください。

○国務大臣(上川陽子君) 一般論として申し上げますが、刑法の収賄罪における賄賂とは、公務員の

職務に対する不当、不法な報酬としての利益をいうと解されており、ここでは、例えば金銭、財物、接待供応等が財産上の利益として賄賂になり得るとされているものと承知しております。

○森ゆうこ君 今と同じようなことが起こって議論になつていたわけでありまして、一連のこの間の御答弁、ありがとうございます。

○森ゆうこ君 大臣、この答弁は、どんな問題のときにこの議論がなされたということは覚えていらっしゃるでしょうか。

○国務大臣(上川陽子君) 今の御趣旨でございますが、今のその答弁をした事案ということでございます。ちよっとお待ちください。

○委員長(山本順三君) 上川法務大臣。この事案につきましても、公務員が過剰接待を受けた事案であると承知をしております。

○森ゆうこ君 今と同じようなことが起こって議論になつていたわけでありまして、一連のこの間の御答弁、ありがとうございます。この議論を踏まえた上でお尋ねいたしますけれども、今回の一連の接待問題について刑法上の収

賄賂が成立しないとまでは言えるでしょうか。

○森ゆうこ君 いや、成立しますかとお尋ねしているんじゃないんです。成立しないとまでは言えるんじゃないかとお聞きしているの、答えられると思うんですが、お願いします。

○森ゆうこ君 残念です。ちよっと、法務省とよくやり取りをして、よく考えた上で御質問させていただけますので、答えていただけたらというふうに思っております。

○森ゆうこ君 残念です。ちよっと、法務省とよくやり取りをして、よく考えた上で御質問させていただけますので、答えていただけたらというふうに思っております。

○森ゆうこ君 残念です。ちよっと、法務省とよくやり取りをして、よく考えた上で御質問させていただけますので、答えていただけたらというふうに思っております。

○森ゆうこ君 残念です。ちよっと、法務省とよくやり取りをして、よく考えた上で御質問させていただけますので、答えていただけたらというふうに思っております。

○国務大臣(武田良太君) さきに答弁したとおりだと考えております。

大臣等の公職にある者としての清廉さを保持して、政治と行政への国民の信頼を確保する観点から、関係業者との接触に当たっては、供応接待を受けることなど国民の疑惑を招くような行為をしてはならないとされております。

○森ゆうこ君 答弁拒否を繰り返して、私は大臣を更迭すべきだと思えます。総理。(資料提示)で、第一回、資料にこれ第一回の情報通信行政

○森ゆうこ君 答弁拒否を繰り返して、私は大臣を更迭すべきだと思えます。総理。(資料提示)で、第一回、資料にこれ第一回の情報通信行政

○森ゆうこ君 答弁拒否を繰り返して、私は大臣を更迭すべきだと思えます。総理。(資料提示)で、第一回、資料にこれ第一回の情報通信行政

○森ゆうこ君 答弁拒否を繰り返して、私は大臣を更迭すべきだと思えます。総理。(資料提示)で、第一回、資料にこれ第一回の情報通信行政

○森ゆうこ君 答弁拒否を繰り返して、私は大臣を更迭すべきだと思えます。総理。(資料提示)で、第一回、資料にこれ第一回の情報通信行政

で、今、森さんおっしゃったように、この、何ですか、その証明をする、総務省が。証明をするための今検証と調査を第三者機関にやってみてらっているんです。いいですか。そして、いろいろな資料の請求についてもそうだけれども、委員会での配付資料については原則公表とし、座長の判断により、座長というのは吉野さんですね、その一部を非公表とすることができる。

つまり、やはりこうした資料請求その他については、その審査、調査に全く影響を及ぼさないということとは言えないわけですから、今調査の真つただ中に入ってもらっているこの吉野さん始めメンバーの皆様方に指導を仰ぎながら、適宜適切に、そして国会に対しては誠意を持って対応していきたいと、こういうことです。

○森ゆうこ君 総務大臣も調査の対象なんですけれども、この検証委員会に呼ばれたときに、個別のことにはお答えできません、国民に疑念を招くような接待は受けておりません、そうお答えになるおつもりですか。

○国務大臣(武田良太君) 総務省としては、引き続き、客観的かつ公正に検証が進むよう、委員会の求めに応じ、万全の協力をしてまいりたいと考えております。(発言する者あり)

○委員長(山本順三君) 質問を続けてください。森ゆうこさん。

○森ゆうこ君 接待、N T T等と接待があったことを時系列にまとめております。

いろいろなことがありました。総務大臣、十一月、昨年の十一月十一日の接待、この……(発言する者あり)接待、まあ会食と言いましょね、会食ね。十一月十一日の会食について、これはこの時期にやったことは適正だと思われませんか。

○国務大臣(武田良太君) これは、森さん、誤解のあるような発言はちよつと撤回していただきたいと思うんですけれども。

適切か不適切か、これはまさに政務であつて、私の政治家としての責任と判断によつて出席したまでであります。

○森ゆうこ君 会食時期の、会食のこの十一月十一日は、の時期は、N T TとN T Tドコモ、これT O Bが行われていた時期ではありませんか。

○国務大臣(武田良太君) その問題と何か総務省を絡めたいというふうな発言なんですけれども、N T Tドコモの完全子会社については、法令上、総務省の許認可が必要とするものではなく、N T T側の経営判断において、経営判断において実施するもの、これが可能とされるものであると考えています。

○森ゆうこ君 総務大臣、N T T法第四条、政府は、常時、会社の発行済株式の総数三分の一以上に当たる株式を保有していなければならない、この規定の目的は何ですか。

○国務大臣(武田良太君) N T Tについて政府出資があることは事実であります、大臣等規範においては、関係業者に該当する点では他の企業と変わらないと考えております。(発言する者あり)

○委員長(山本順三君) 御静粛に願います。

○森ゆうこ君 保有株式持つていて、それを所管している大臣はほかにもいらつしやるんですけれど、代わりに答えられる方いらつしやいます。

(発言する者あり)

○委員長(山本順三君) 森ゆうこさん。

○森ゆうこ君 総務大臣、このことも分らずに御飯を食べていたんですか。

○国務大臣(武田良太君) いろいろと目的はあるでしょうけど、やはり、あまねく全国全ての国民に共通のサービスを提供するということがまた主たる目的ではないかなと私は考えております。

○森ゆうこ君 総株式の三分の一以上を常時保有していなければならぬんです。それはなぜですか。

○国務大臣(武田良太君) 様々な理由はあるんでしょうけど、私はやはり、国民に公平に、全ての地域にあまねくサービスを提供していく、これを担保としていかななくてはならないからだ、こういうふうな思っています。(発言する者あり)

○委員長(山本順三君) 武田総務大臣。

○国務大臣(武田良太君) 適切かつ安定的に電気通信業務というものを国民に提供するためだということなんです。

○森ゆうこ君 三分の一以上株式を保有しているところのような権利が行使できますか。

○国務大臣(武田良太君) 企業の重要な経営事項を変えさせないという権利だと思えます。(だと)思えます、やめましようよ。です、だつたらいいんだけど」と呼ぶ者あり)

○委員長(山本順三君) 武田総務大臣。

○国務大臣(武田良太君) 申し訳ありません。です。(発言する者あり)

○委員長(山本順三君) 質問を続けてください。(発言する者あり)

武田総務大臣。

○国務大臣(武田良太君) 定款を変更させない権利ですね。(発言する者あり)

○委員長(山本順三君) 武田総務大臣。

○国務大臣(武田良太君) 特別決議を必要とする重要な決議事項を否決することができるということなんです。

○森ゆうこ君 会社法三百九条第二項、特別決議、M AとAとかいろいろな経営方針、大きなことを変えるときに、それを否定したければ拒否権が行使できる、それが三分の一以上の株式なんですよ。

そんなことも分からないで会食したんですか。

○国務大臣(武田良太君) 委員、そもそもこの問題と会食は私、関係ないと思えますよ、そもそもは。(発言する者あり)

○委員長(山本順三君) 御静粛に願います。

○国務大臣(武田良太君) 私は先ほどから申し上げているように、委員が今御指摘になったものを否決することができる、変えようとしたことに対して、そのために三分の二、その分を保有しておるといふうに私は答弁いたしました。

○森ゆうこ君 総理、私、ずつともやもやしていたんです。独裁国家でもないのに、民間会社の携帯電話会社に値下げを要求する、それを公約にする、どうやってできるんだらうと。で、夕べ、夜中に気が付きました。つまり、この議決権を行使する、ある意味、重要な決定というのはこれを行使することによって、やつぱり政府の了解を事前に得なければ実現できないので、ということは、ドコモの完全子会社化というのは事前に政府が了解してましたね。

○国務大臣(武田良太君) 先ほど答弁申し上げましたけれども、N T Tドコモの完全子会社化については、法令上総務省の許認可が必要となるものではなく、あくまでもN T T側の経営判断において実施することが可能とされるものであります。(発言する者あり)

○委員長(山本順三君) 武田総務大臣。

○国務大臣(武田良太君) 総務省の方にはN T Tの方から、どういふことがあつたかといへば、法令上問題はありませつかという問合せがあつたにすぎません。

法令上、完全子会社化を妨げる法的制約はない旨、九月三十日のT O B開始前に我々の方から伝えていたということでもあります。

○森ゆうこ君 閣議決定までして、公正な市場競争を促すために、もう分社化、分社化、分散してきた。それをもう何の議論もなく変えて、そして完全、N T Tドコモ完全子会社化、これはおかしいですよ。

で、この方針の変更、重要な議決、これは株主に総会にかけられたら、事業経営計画変えてかけられたら、政府が拒否すればこれ認められないんですよ。どうなつていんですか。総理の公約でしたよ。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 私は、選挙公約というものは、競争を促して料金を引き下げる、寡占状況から脱却して、引上げ、競争が働く環境をつくるというのが私の公約です。

○委員長(山本順三君) 時間が来ておりますので、おまとめください。

○森ゆうこ君 とんでもない答弁ですね。まともに答えない、資料は出さない、資料がな

い、確認、記録がない、記憶がない、確認できない、廃棄した。菅総理、退陣すべきですよ。国会を愚弄するのはいかげんにしていただきたい。まともに答弁できない、行政の公正性が保てない。

○委員長(山本順三君) 時間が来ておりますので、おまとめください。

○森ゆうこ君 こんな内閣は即刻退陣すべきです。

○委員(山本順三君) 以上で森ゆうこさんの質疑は終了いたしました。(拍手)

○委員長(山本順三君) 次に、石川博崇君の質疑を行います。石川博崇君。

○石川博崇君 公明党の石川博崇でございます。七十時間を超える当委員会での審議を行ってまいりましたけれども、本日締めくくり質疑を迎えることとなりました。山本委員長を始め、与野党理事の皆様、委員の先生方の御尽力と、また、菅総理、閣僚各位の皆様、役所の皆様の御尽力、御協力に心からの敬意を表したいというふうに思います。

まず、総理にお伺いをしたいと思います。令和三年度予算案、感染拡大防止、事業の継続、雇用の維持、デジタル、グリーン社会の実現、災害から国民の命と生活を守り抜く防災・減災、極めて重要な内容が幾重にも盛り込まれているものでございます。さきと成り立いたしました令和二年度第三次補正予算と合わせて十五か月予算としての切れ目ない対応も求められますけれども、早期執行に向けた総理の御決意をお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣(菅義偉君) まずは新型コロナウイルスの感染の再拡大を防ぐことを最優先に取り組みながら、企業と雇用、暮らしを支えていきたいと思っております。

このため、第三次補正予算や予備費で措置した事業を速やかに実施し、医療現場や飲食店の

人々、一人親や低所得の子育て世帯など、厳しい状況にある皆様に支援をお届けしたいと思っております。あわせて、切れ目なく対策を講じ、各分野の政策により皆様の生活を支えていくために、来年度予算成立させていただいた以上、早期に執行してまいります。

その際に、経済をしつかり回復させ、新たな成長軌道に乗せていく、このことも大事だということに思います。そのため、第三次補正予算、来年度予算を活用し、グリーン、デジタルといった次の成長の原動力、ここをつくり出すとともに、農業改革や観光により地方から日本経済全体を活性化させていきたい、このように思います。

○石川博崇君 総理の御決意を我々もしつかりと後押しをしたいと思いますというふうに思います。

来月、総理は、状況が許せば訪米される予定と伺っております。アメリカのバイデン政権が誕生して、世界で初めて直接お会いしての会談となりますことから、国際社会全体が大きく注目するこ

とは間違いないと思っております。特に、バイデン大統領は国際協調主義への回帰の意欲を示していることから、気候変動、保健医療、防災、科学技術など、地球規模の課題で日米の首脳が結束して国際社会をリードしていく、この姿勢を国際社会に示す絶好の機会となると考えますが、総理の御決意を伺いたいというふうに思います。

特に、SDGsにつきましましては、これまでアメリカにおきましては、州ごと、あるいは企業ごとの取組というものはよく取り沙汰されますけれども、政府を挙げた、あるいは国を挙げた、政府が前面に出た取組というのは余り見られてこなかったと指摘されるところでございます。このSDGsの二〇三〇年達成に向けても日米がしっかりと認識を共有すべきと考えますが、併せていかがでございませうか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 日米は地域を超えてグローバルな課題についても重要な責任を有しており、ポストコロナのルール作り、共に主導して

いきたいというふうに思います。

諸般の事情が許せば、来月前半に米国ワシントンを訪ねます。バイデン大統領が直接会談する最初の外国首脳として迎えられる。これはバイデン政権が我が国との関係を極めて重視しているあかしだと思っております。

いずれにしろ、この機会を生かし、日米同盟を強化するとともに、新型コロナウイルス、気候変動問題を始めとするSDGsにも含まれる地球規模の課題での日米の連携協力、ここをしつかりと確認をしたい、このように思います。

○石川博崇君 強固な日米関係は、東アジア地域の全体の平和と安定の礎でございます。

先般、プリンケン国務長官、オースティン国防長官が最初の外遊先として我が国を選び、2プラス2が実施されました。総理が訪米された後、是非ともバイデン大統領自らにも早期の訪日実現を期待したいと思っております。総理の御決意を伺いたいと思っております。

また、その際、オバマ大統領が被爆地広島を訪れたことは記憶に新しいこととさせていただきますけれども、被爆地の実相を是非とも改めて御認識をいただくためにも、バイデン大統領にも御訪問を実現をいただければいかかがかと考えますけれども、いかがでございませうか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 日米首脳の往来は、両国の連携協力を強化する上で極めて重要な機会であると考えています。現時点でバイデン大統領の訪日予定について決まっております。これはありませんが、訪日されることになった場合、その滞在中の具体的な日程を含めて、日米同盟の一層の強化につながる訪日になるように調整をしたい、このように思っております。

○石川博崇君 是非、被爆地への訪問も御検討をよろしくお願い申し上げます。

北朝鮮情勢、米中の貿易摩擦など、緊迫する東アジア情勢におきまして、米中間の直接の対話の実現というものが喫緊の課題かと思っております。先般、アラスカで米中外交トップ同士の会談が

開催されたことは、激しいやり取りはあったようでございますけれども、極めて重要な意義があったというふうに思っております。

二〇一九年、大阪のG20サミットにおきまして、我が国がトランプ前大統領と習近平国家主席の橋渡し役を果たしたことは記憶に新しいものがございますけれども、是非、菅総理におかれましては米中首脳の直接の対話拡大を促すべきかと思っております。いかがでございませうか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 米中間の通商問題や先端技術をめぐる競争、国際社会の様々な懸念事項における意見の対立というのは、両国のみならず、地域、ひいては国際社会にも大きな影響を及ぼします。

このような観点から、我が国としては、両国間の建設的な対話を期待しており、同盟国たる米国と強固な信頼関係の下で様々な協力を進めつつ、中国に対しても、引き続き大国としての責任を果たしていくようにこころは働きかけを行っていきたくと思っております。

○石川博崇君 バイデン政権の中東情勢への対応も国際社会全体が注視しているところでございます。

バイデン政権となつて、イランの核合意復活をめぐってイランとの対話も模索している中でありますが、先月二月、先月の二十六日、シリア国内で親イラン勢力への空爆が実施されたところでございます。バイデン大統領との首脳会談では中東情勢も議論されると思っております。我が国として米新政権にどのような役割を求めていくのか、政府の見解を伺いたいと思っております。

○国務大臣(茂木敏充君) まず、中東地域からの石油の安定供給は、我が国だけでなく世界経済の安定と成長にとっても極めて重要であります。日本はイランの核合意、イラン核合意を支持しております。イラン核問題が対話を通じて解決されるよう、関係国と緊密に連携をしてきております。

政権がイランと協議を行う用意がある旨の意向を示していることは歓迎したいと思っております。私自身、三月の十日にイランのザリーフ外相と電話会談を行いました。その際に、バイデン政権が今、イランと協議すると、こういう姿勢を示していることは中東の、中東地域の緊張緩和に向けて大きな契機であって、イランも建設的な対応を行うよう求めたところであります。

また、先週、プリンケン長官、日本を訪問した際には、プリンケン長官との間でこのイランの問題についてもやり取りをしているところであります。確かに両者の間で鶏が先か卵が先かと、こういう話あるんですが、いづれにしても、何とか、核合意に向けての様々な働きかけが起こっていると、こういったことを更に後押しをしていきたいと思っております。我が国、米国とは同盟関係でありまして、同時にイランと長年友好な関係も維持してきているわけでありまして、こういったものを生かしながら、引き続き中東の緊張緩和と情勢の安定化に向けて関係国に対する様々な働きかけ、もちろん米国に対してもそうでありますが、行っていききたいと思っております。

○石川博崇君 是非よろしくお願ひしたいと思います。話題を変えまして、三月四日、当委員会の基本的質疑におきまして、我が党の佐々木さやか議員がいわゆる生理の貧困問題を取り上げました。丸川大臣からは、どのような対応が可能か検討する旨の御答弁をいただいたところでございます。

我が党では、女性委員会中心に昨年来NPO団体からの要望を受け、また、今月十五日には党の竹内政調会長が菅総理に対して必要な対策を求めさせていただいたところでございます。また、現在、全国の各地方議会におきましても公明党の地方議員が本件を取り上げ、例えば東京都世田谷区、あつ、失礼、東京都豊島区、北区など、各地で生理用品の無償配布が拡大しているところでございます。

二十三日、政府は地域女性活躍推進交付金の拡

充を決めていただいたこと、感謝を申し上げます。と思っております。今後どのように取り組んでいくのか、丸川大臣の御答弁をいただきたいと思っております。

○国務大臣(丸川珠代君) ありがとうございます。御党におかれましては、女性委員会などにおいて現場の声やニーズを把握された御提言等をいただいております。感謝申し上げます。今月の十五日には、必要な支援が対象者に確実に届けられるようなアウトリーチやSNSを活用した相談支援の充実、またいわゆる生理の貧困問題に関して、女性の貧困問題についての実態把握や、必要な対策の検討などを内容とする緊急提言をいただきました。こうした御党からの御提言も踏まえまして、総合的に判断をして、不安を抱える女性に寄り添った相談支援等を大幅に拡充をさせていただくことにいたしました。

具体的には、予備費から十三・五億円を措置し、地域女性活躍推進交付金において、地方公共団体がNPOなどの民間団体に委託してアウトリーチ型の相談支援や関係機関、団体への同行支援、居場所の提供、女性用品の提供、女性の貧困問題の実態把握などを行う場合に交付上限や補助率を通常より引き上げる、つながりサポート型を新たに設けました。

御指摘のとおり、様々な地方公共団体において生理用品の提供を行っているわけでございますが、この交付金においても生理用品の提供を行っていただくことが可能でございます。地方公共団体においては、生理用品の提供だけでなく、それ以外のきつかけとして生理の貧困にある女性や女児の背景、その事情や、丁寧に向き合っていたり、きめの細かい寄り添った相談支援を充実していただくことを期待をしております。

国としても、生理の貧困については、引き続き関係省庁と連携して取組を強化してまいりたいと思っております。

○石川博崇君 気候変動の影響によりまして、流域治水の対策は待たないの課題でございます。私の地元、大阪におきましても、寝屋川流域あるいは淀川水系等で流域治水の取組、進めていただいております。特に、淀川水系は大戸川ダムについて長年建設が凍結されたままでございますが、見直しの動きが出ております。

赤羽国土交通大臣から、どう進めていくのか、決意をいただきたいと思っております。

○国務大臣(赤羽一嘉君) 近年、激甚化、頻発化する豪雨災害に対しまして、流域治水をやっていくということ、全国百九、全ての一級水系につきまして流域治水プロジェクトを今月中に策定、公表いたします。

淀川水域も、水系もその一つでございます。淀川本川、桂川、宇治川、木津川、寝屋川、大戸川といった支川を俯瞰しながら、流域全体の浸水リスクを低減できるように流域治水プロジェクトを取りまとめる予定でございます。

特に、下流の寝屋川は大阪府内を貫流する大切な河川でございます。ですが、地盤が低いため、台風時にはよく洪水、氾濫が起きております。都市河川にも指定をさせていただいておりますが、何としまして、上流でなるべく大雨をためるということ、淀川本川の水位を下げるためには上流のダムが必要だと、効果的だということを考えております。

上流部にある大戸川ダムの建設、これ滞っておりますが、先日地元の大津市長からも御要望をいただいたところでございまして、今般、河川整備計画に位置付けた上で事業をしつかりと推進してまいります。

○石川博崇君 新型コロナウイルスの影響を受けまして、公共交通事業者では障害者の方々に対する接遇要領の見直しが進んでおります。

国土交通省にも同様の、障害の特性に対応した接遇ガイドラインがありますが、コロナ禍の対応、状況を踏まえたものにはなっておりません。ガイドラインの改正を行うべきではないでしょうか。

か。

○国務大臣(赤羽一嘉君) 石川議員御指摘のように、公共交通事業者向けの接遇ガイドラインはコロナ前の平成三十年に作成したものでございまして、改正の必要がございます。コロナ禍におきましても、多様な障害特性をお持ちの方々の方が公共交通を利用される場において、その多様性に配慮をした適切な接遇を確保していかなければいけないということ、交通事業者並びに多様な障害者団体の皆様方にも参画をいただいて検討会を立ち上げまして、東京オリンピック・パラリンピック大会の開催に間に合うよう、今、接遇ガイドラインの見直しを実施してまいりたいと思っております。

国交省といたしまして、コロナ禍にあってもより多くの高齢者、障害者の皆様が安心して公共交通を利用できる真の共生社会を目指して、しっかりと取り組んでまいります。

○石川博崇君 ありがとうございます。この予算、今日をもって締めくくり総括質疑となりますけれども、しっかりとこの執行に向けて我々も全力を尽くしてまいりたいと思っております。質問とさせていただきます。

○委員長(山本順三君) 以上で石川博崇君の質疑は終了いたしました。(拍手)

○委員長(山本順三君) 次に、片山大介君の質疑を行います。片山大介君。

○片山大介君 日本維新の会の片山大介です。私は、まず、皇室について聞きたいと思っております。

先日、皇位の安定的な継承を考える有識者会議の初会合が開かれました。それで、今回の議論というのは、天皇の退位に関連する皇室典範特例法、その附帯決議に求められたものであって、その特例法というのは与野党の合意によって成立したもので、その特例法に付いた附帯決議というのはとても重いものだと思います。

それで、その初会合で、総理は、様々な考え方を分かりやすい形で整理していただきたいというふうに述べられました。私、これとても印象に残った言葉でして、やっぱりこの言葉の中にはいろいろな考えがあるんだと思いますけど、まずそれについてお伺いしたいんですが。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 今回、有識者会議において御議論いただく事柄については、様々な考え方、意見があるものと、こういうふうには承知しています。

有識者会議のメンバーには、予断を持つことなく、安定的な皇位継承を確保するための諸課題などについて、皇室制度や歴史の専門家などの考えをお聞きしながら十分議論していただき、様々な考え方を国民の皆様にとっても分かりやすいように整理をしていただきたい、そういう趣旨で申し上げたものであります。

○片山大介君 その言われた、国民にとつて分かりやすいというか、国民の理解を得ながら、これがやっぱり今回一番大切になってくると思いますが、

それで、会議では今後、様々な専門家からヒアリングを聞くと言っている。それで、その項目を見ましたら、安定的な皇位継承を確保するための諸課題や女性宮家の創設、これはその附帯決議でまさに求められている項目なんですよ。だから、その附帯決議に忠実にやろうというのとは、ここでは感じられません。

ただ、一方で、いわゆるその結婚された女性皇族が皇族を離れた後も皇室活動に協力してもらうという、去年のこれ暮れぐらいから出てきた話なんです。これは皇女制、いわゆる皇女制度というふうには言っていますが、この皇女制度は、やっぱり今の、今回これを立ち上げた皇室の本質的な課題、制度としての皇室の担い手が減少している、そのことを解消するための課題解決とはちよつと違うんだと思いますが、ちよつとそこはきちんと分けなきゃいけないと思うんですけど、そこら辺はどのようにお考えですか。

○国務大臣(加藤勝信君) まさに皇女制度をめぐる報道が幾つかあったことは承知しておりますが、その際にも政府からは、そうした具体的な検討は行ったことではないということを明確に申し上げてきたところであります。

今回の有識者会議においては、先ほど総理からも御説明をさせていただきましたけれども、衆参両委員会の附帯決議に示された課題について、皇室制度や歴史の専門家などの幅広いお考えを聞きながら予断を持つことなく議論を行っていただく、まさにこの方針で取り組んでいただけるものと考えております。

○片山大介君 そうなんです、政府から公式にはこの皇女制度は言っていないんですが、

じゃ、その代わりに政府の方でも言われているのが、皇位継承策の一つになっている旧宮家の子孫、子孫男性の皇籍復帰案というやつですか、これについては、これまで政府は、その子孫の意向を確認したこともないし、これからも確認する予定はないと言っていました。だけど、今回、ヒアリングの項目にこれが入っているんですよ。そうすると、これ、あれですか、今までどおりのこと、これは考え方がいいんでしょうか。ここはどうなんでしょうか。

○国務大臣(加藤勝信君) その今までどおりというか、今までのスタンスは、そうした皆さんに確認をしたことはないし、していく考えもない、これは変わらないところでありますけれども、

ただ、先ほど申し上げた附帯決議の提示された課題の議論に当たって、かなり様々な、今、これまでも議論がなされてきたわけでありまして、一応それぞれについて御発言をして、ヒアリングに当たってですね、いろいろ御発言をする際の項目としては、そういう項目をこの有識者会議の皆さんに諮った上で先般の第一回の会合で決めさせていた、こういう経緯でございます。

○片山大介君 そうすると、今後聞く、確認の予定はないということではないことになるんですかね。

○国務大臣(加藤勝信君) 今の時点での政府の姿勢には変わりはないと思いますが、ただ、そうしたヒアリングを受けて、そして、その結果を国民の皆さんに分かりやすく整理していただく、これが今回の有識者会議にお願いしていることでございます。

○片山大介君 その今言われた、国民に分かりやすく、私も、今回これすごく大切だと思っているんですが、これ、会議はこれ非公開なんです。それで、後日、名前、発言者の名前を伏した上で議事概要を発表、を出すと言っているんですけど、まあ、これ、一つの考えなのかもしれないです。それから、総理が言われるとおり、国家の基本に関わる極めて重要な事柄と総理はおっしゃっているんですね、そうすると、後日でその概要を出すだけいいのかどうか、これは国民の理解を得ながら進めることが大切、だから、それが最初に総理が言った分かりやすくということにもつながっているんだと思いますけど、それだと議事概要だけでいいのかどうか、ほかのことも少し考えた方がいいんじゃないかと思いますが、そこら辺はどうですか、具体性がなくて、いや、総理にこれはちよつと聞きたいと思いがが。

○国務大臣(加藤勝信君) 御指摘のように、国民の皆さんの議論あるいは理解をしつかり求めていくということは大事だということに思います。

また、同様に、この事柄の性質上、静かな環境の中で率直に議論していただく必要もあるということ、先般の有識者会議においては、要点をまとめ、発言者名を付さない形で議事録の公開をするということが取り決められたものと承知をしておりますけれども、ただ、これから取りまとめ、最終的にこの総理がおっしゃった国民に分かりやすい形で取りまとめ、整理をするという作業がありますから、そういった中において、今委員の御指摘踏まえて、どういった形で取りまとめをしていくのか、この点も含めて有識者の皆様方には、

よく御議論いただければというふうに思います。

○片山大介君 今長官が言われた静かにというのは、静かにというのは、余り国民の議論を求めないということとは違うと思うんですけど、やっぱりそれは国民の理解を求めながらやっていくことが大切で、それをどうやって激しい二分にしないようにするかとかいうところが静かにという意味だと思えますので、そこは是非やってほしいんです。

それで、これいつ頃までにまとめる予定なのかもちよつと聞いておきたいんですが、これ附帯決議にはこれ速やかにと書いてあるんですよ。それで、その十分な議論とこの速やかにというのは両立するのはなかなか難しいところがあるんですが、そこをどう考えているか。これ、一部には、今国会内ではないかとか、あとは年内ではないかとか、これはいろいろ言われています。これ、政府の公式なあれではないですけども、政府としては、ある程度時期も区切ってこれはやっぱり速やかに答えなきゃいけないと思えますが、そこはどうお考えですか。

○国務大臣(加藤勝信君) 附帯決議では、法施行、速やかに全体として整合性が取れるような検討を行い、その結果を速やかに国会に報告すると決議でされているところでありまして。ただ他方で、この議論については落ち着いた議論をしつかり行っていた方がいいということ、スケジュールというものを具体的に明示しているわけはございません。そうした進め方を含めて、会議のメンバーの皆さんに附帯決議も前提によくお考えいただきたいというふうには考えております。

○片山大介君 そうすると、一応年内とか何か、そこら辺のことは何か一応、一応目安は出さないと、速やかにというふうには言われています、そこはどうですか。

○国務大臣(加藤勝信君) まず、当面ヒアリングを通じて皇室制度や歴史の専門家などのお考えをお聞きしていただくこととしておりますから、まずこうしたヒアリングをしていただいた上で、そ

れをどうまとめていくのか、またどのくらい、それ以外に何か必要なのか、こういった議論をしていただくということですので、今の段階でこゝで、こゝまでだということ、これを明示するのは、政府側からとしてはそうしたことは申し上げてはおりません。

○片山大介君 それで、一番分らないのが、その有識者会議でこゝまで求めるのかよく分らないんです。これ、一定の考え方とか方向性まで求めるのか、それとも論点整理にとどめるつもりなのか。だから、それが分らないから、これ、だから、それが分らないと、会議のメンバーもどこまで何を求められるかも分らないし、我々もどこまでその会議レベルでやっていただけるのか分らない。そこはちょっときちんとお話をいただきたいと思いますが。

○国務大臣(加藤勝信君) これは、まさに先ほど総理から申し上げた、様々な考え方を分かりやすい形でまさに整理していただく、ヒアリングをさせていただいたり、またいろんなこれまでの御議論もいろんな場においてなされているんだろうと思えますから、そうしたことを踏まえて、それをこう、どう申し上げますか、これから議論していただくに当たって分かりやすく整理していただく、こういうことだとこのように理解しております。

○片山大介君 だから、そうすると、やっぱりその結論までは出さないということよろしいんでしょうかね。
○国務大臣(加藤勝信君) 政府としては、まさにそうした御議論を踏まえ、政府は政府としてそれを踏まえた上で更に検討していく必要があると思えますし、あの附帯決議には国会における対応も書かれているところでありまして、そこはよく連携を取っていく必要があるというふうに認識をしております。

○片山大介君 その有識者会議でその論点整理にとどまるのはそれはいいと思いますが、だけど、やっぱりその先で、今長官が言われたように、政

治がきちんと先を動かしていかなければいけないと思えます。

この議論はなかなかやったり進んできませんでした。私は昔、記者時代に皇室担当していましたけど、やっぱり政治の熱量というのは余り感じなかったんですよ、皇室取材しながら。だけど、今回はこれはやっぱり国会に求められていますから、だからそこはやっていただきたいし、安倍内閣でも結果としてやっぱりこの二年進まなかったわけですから、これはやっぱりやっていただきたいし、そして、これはやっぱり与野党が合意できる結論を導き出す、こうじゃないといけないわけ、そこはすごく難しい作業になりますけれども、総理にその覚悟はどこまでおありなのか、お伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣(菅義偉君) まず、これ附帯決議に示された課題というのを政府としては極めて重要に受け止めなきゃならないと思うんです。政府から報告を受けた場合は、国会は、安定的な皇位継承を確保するための方策について、立法府の総意が取りまとめられるよう検討を行う、このようにされています。

政府としては、まさにそういう観点に立つて取りまとめたい、こういうふうに思います。
○片山大介君 是非頑張ってください、そのように思います。

それでは、次の質問に行きます。次は、ちょっとコロナの関係で、雇用調整助成金、田村大臣中心に聞きたいんですが、これまで特例措置が求められていたの、やっぱり雇用状況の悪化を防いだというか、失業者が、あつ、失業者が失業しないでいられたと思えます。それで、最新のデータを調べたら、失業者二百四十万人だということですね。この人たちが失業しないことを防ぐことができたという点があったと思うんですが、それで、その特例措置なんです、少なくとも六月末までは縮減しながら続けていく予定だということに言っています。

それで、これまで何度も大臣、質問を受けられていて、いつまでもということではないとおっしゃっていて、私もそのように思っています。ただ、この六月の末となると、三か月後くらいです。それで、今の感染状況が下げ止まりだし、それから、三か月先は分らないとはいって、また次の波のおそれもあると考えると、なかなかその先やめられないのではないかとこのように思っています。まずそこをお考えはどのように説明してもらえますか。

○国務大臣(田村憲久君) 多分、委員言われた二百四十万人強というのは、これ一月の数字だと思えます。この、実は役員等入っております、除くと百八十三万人ということになります。その上で、六月までも、実は四月、今の現状の制度は四月まであります。で、五月、六月は、急激な雇用の悪化、これが見られない限りは、本則、雇調金の、雇用調整助成金の本則に向かって段階的にこれは元へ戻していくことをお話をさせていただいておりますが、その中で、それは言いながらコロナはまだ完全に消えておりませんので、感染が拡大しているような地域若しくは企業において、前年若しくは前々年の三か月平均で、生産指数が三割ですかね、平均で、これが下がっている、まあ売上高と言った方がいいのかも分りませんが、三割下がっているところに関しては、これは今と同じような対応をさせていただこうというように決めてさせていただいたということになります。

その後にしましてはどうかという話なんです、これもまさに状況を見ながら、先ほど申し上げました、急激な雇用の悪化というのはどういふものか、急激な雇用の悪化にはなかなかお示しづらいですけれども、それはやはり今までも延長してきた経緯があります。そういう意味で、そういうようないろんな状況を勘案した上でこれは延長が必要だということになれば、そのときには延長することもあり得ると思えますが、今のところはまだそういう状況だということに思っております。

ので、四月、あつ、五月、六月から本則に向かつて段階的に緩めていくと思えますか、本則に戻していくと、こういうような状況であります。

○片山大介君 だけど、やっぱり三か月後にその収束、完全な収束ってまあまず無理だと思えます。それで、そこでその特例措置をやめて戻すとすると、やっぱり今のその失業者が私に失業者の方にぶれるんじゃないかというふうに思っていますけれども、ちょっとそこら辺はどういうふうに分析をされているのか。

○国務大臣(田村憲久君) 雇用調整助成金ずっとやり続けると、実際問題、休業をされている方が多いものでありますから、モチベーションの問題も実は言われておまして、ずっと仕事しないとなると職業意欲でありますとかいろいろなものが落ちてくるということもあつて、それで在籍出向みたいな形で、これ、要するに産業雇用の安定の助成金という形で、在籍出向で出す側も受け入れる側も助成金を出しましょうというようなことを今新たな制度としてやっております。

産業雇用安定センターでありますとか、地域に協議会をつくっていただいておりますので、そういうものを利用していただながら、どうしても雇用を、解雇せざるを得ないといえますか、やめざるを得ないという場合に関しては、これに関しては、失業給付をコロナ特例で六十日延長したりでありますとか、職業訓練等々も今までないデジタル分野なんかもあるものでありますから、こういう分野にも手を広げながら、ニーズのある職種に就いていただけるような訓練、こういうメニュー。それから、シフト等々で働いておられる方々はなかなかそこまでという方もおられますので、そういう方には個人的に、また伴走型で、いろんな、付けられた能力から就職までいろんな支援をするようなそういう対応等々も考えておりまして、なるべくこれは解雇していただくかわけでありますからいろいろな努力はさせていただきたいと思えますけれども、まさかの場合も含めてそういうような対応も今進めているところであ

トータルは七十六・五兆にも及びます。この中には予備費の十一・五兆も含まれているということでございます。

私は、やはりこれが本場にコロナウイルス感染症をしっかりと封じ込めをして、国民生活を安定させることにごとまで寄与したのかという検証をやはりしておくべきではないかというふうに思っています。予期せぬこのパンデミックの中で次々と予算編成、難しい中で組まれたことですので、過剰な予算を組み過ぎ、執行率が低くなっているものや、また逆に全く足らなくて次々と足していったようなものもあるかと思えます。

すぐには無理でも、総理、是非EBPMです。証拠に基づいて合理的、論理的に政策を評価し立案するというスタンスを貫くべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) まず、新型コロナなどという未知の感染症への対応の中でも、年明け以降、この感染拡大に当たっては、これまで一年間の経験を生かして、飲食に絞ったピンポイントの対策を行い、効果を上げることができたと思っております。過去の対策の効果や足下の状況、ここを可能な限り踏まえたと政策は実行していききたい、こういうふうに思います。

○矢田わか子君 特に予備費ですね、これ、かつてない規模で十一・五兆、現在十一兆までお使いになられて、あと五千億残っているということなんです。この予備費は過去九回、計九回にわたって予算委員会の理事会でどう使いますという報告を受けておりますが、なかなかこれ、検証する場もないわけです。最後に出されたのが今週です。今週、二兆を超える予備費の提案を受けました。

是非、これにつきましては、もう今日で締めく

くり総括で、これで一旦予算委員会閉じると思いますが、しっかりと検証する場を持つということ、予算委員会、この予備費の検証、それからトータルの補正予算の検証を含めてやるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

委員長、お取り計らいをお願いします。

○委員長(山本順三君) これは理事会で協議をいたしたいと思っておりますので、いろいろと御意見を頂戴したいと思えます。

○矢田わか子君 一方で、首都圏でのその感染、また、この緊急事態宣言後も拡大しております。東京では六日連続で前の週を上回る感染者が出ています。リバウンド対策について、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(西村康稔君) 御指摘のように、首都圏でも増加傾向が続いてきています。若干、微増というところだと思います。首都圏の場合はですね、東京で先週比で一・〇八でありますので、むしろ地方で、宮城であったりあるいは山形、愛媛、沖縄、こういったところで感染が急速に広がっているところもありますので、これ、非常に高い警戒感を持って、それぞれの知事と連携して対応に取り組んでいるところであります。

特に、この季節、非常に飲食の機会も多い、行事も多い季節でありますので、引き続き国民の皆様には感染防止策を徹底していただくことをお願いしたいと思えますし、特に飲食の場がマスクを外すということで、飲食店の皆さんにも、引き続き二十一時までの時短をお願いしている県もある中で、その呼びかけと同時に、アクリル板であるとか換気であるとか、会話のときのマスクを奨励していただくとか、そういったことの見回りなども徹底をして今行っているところであります。あわせて、高齢者施設の従事者の検査、これを三月中にまずは一通りやるということ、それからモニタリング検査も始めますし、また東京では深掘りの、どこに感染源があるのかということを見付けるための積極的疫学調査も行います。

こうしたものも活用しながら、そして感染状況

あるいは病床の状況、こういったものをしっかりとそれぞれの県、知事と分析、共有しながら、必要があればまん延防止等重点措置も機動的に活用して、何とか感染を抑えていきたいと、抑えることを第一に考えていきたいというふうに考えております。

○矢田わか子君 飲食店には引き続き要請を掛けるといふふうなお話もありました。営業の自由を侵害するんじゃないかということで、今、グロウバルダイニングさんが訴訟を起こされているといふふうなこともあります。このことはやっぱり感染拡大防止対策に対する一定の問題提起ではないかと思っておりますが、現時点での御見解をお願いします。

○国務大臣(西村康稔君) まず、これまでの去年の春の経験、夏の経験、こういったものから、八時までの営業時間短縮がやはり感染者を抑えていくことに効果があるという私どもデータ分析に基づいて、今回この要請を行わせていただきました。そして、多くの皆さんに、事業者の皆さんにも、そして国民の皆さんにも御協力をいただいで感染者の数を抑えることができたわけであります。

その上で、今回、東京都が行いました特措法に基づく命令につきましては訴訟が提起されたということは承知しておりますが、ちょっと中身まだ詳細見ておりませんが、個別事案についてはコメントは差し控えたいと思えます。

東京都とは緊密に連絡を取り、ふだんから取り合っておりますし、今回の命令に際しても、文書によってその要請の趣旨を丁寧に説明するなどしっかりとした丁寧な対応を行った上で、要請に応じただけなかつたため、施行通知、私どもでお示ししている適切な手続に沿って行われたというふうな承知をしております。

今回の法改正につきましては、憲法十二条の規定も、国民は自由、権利の濫用はしてはならない、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負うという、こういった規定も念頭に置きなが

ら、憲法上の論点に関する最高裁の判例、これも私どもしっかりと吟味し、そして整理をして、法制局審査を経て法案を提出させていただいて、その上で国会で議論をいただき成立をしたものでございます。

いずれにしても、重要なことは皆さんに御協力いただいで感染拡大を防止するということがありますので、引き続き各県知事と緊密に連携を取りながら対応していきたいと考えております。

○矢田わか子君 時短要請に従った協力金というのは飲食店に限られます。これが一律であるがために国民の間に分断と不公平を生む結果になってはいないかということ懸念いたします。

協力金については、もう何度もお願いしておりますとおり、やっぱり事業規模に応じた対応をすべきだというふうに思いますが、検討は進んでいきますでしょうか。

○国務大臣(西村康稔君) お答え申し上げます。協力金につきましては、自治体の判断で事業規模に応じて協力金を、額を変えられる仕組みを導入を、柔軟な仕組みを導入をしたところであります。

具体的には、二十一時までの時短で平均額四万円としておりますけれども、その総額の範囲で、規模の大きいところは六万円とか七万円、あるいは小さいところは二万円とする、こういったことも可能としておりますけれども、それぞれの都道府県とかなり私ども議論を重ねているんですが、迅速な支給あるいは事務手続の簡素化、こういった観点から今のところ一律の支給となっておりません。

ただ、他方で、仙台市や大阪市で、仙台市はこの影響、売上げの減少額の度合いに応じて九段階に分けて上乗せの支援を行っています。これ、月額換算で、最も影響の大きいところは百二十万円の支援をするということでありまして、国の月額換算の百二十万円と合わせて、二十一時までの時短で最大二百四十万円ということの支援でありますし、大阪市は三段階、家賃の額で三段階に分

けて対応、上乘せの対応をされています。

こうしたことを私ども踏まえつつ、それぞれの自治体にはこの営業の度合いに応じた対応を促しながら、また、私どもとしても、さらに、今売上げの減少額で仙台市は対応していますし、家賃で大阪市は対応していますけれども、様々なそうしたものも含めて、あるいは海外の事例なども含めて検討を急いでいるところであります。

いずれにしても、附帯決議でも指摘をされておりますので、真摯に受け止めて、検討を急ぎたいと考えております。

○矢田わか子君 各自治体でというのが多分お答えだと思っております。

ただ、やはり県境にあるお店もありますし、これが分断を生んでいることは事実でありますので、是非、私ども国民民主党は、今ドイツで既に実施されている支援策をモデルに規模別給付金の支払法案というものを検討させていただいておられます。野党の皆さんにもお声掛けをしていくという予定でありまして、家賃、光熱費、人件費という固定費に一定程度のその売上額の減少幅、四〇から九〇％を掛けて、乗じたものを皆さんに対して、これ飲食店だけじゃないです、全業種に対してしっかりと支援していくというふうな法案でございます。是非また御検討をお願いしたいと思います。事業者を守るといことは日本の経済を守っていくということでもありますので、是非前向きな御検討をお願い申し上げます。

次の質問ですが、コロナの女性に与える影響ということで、政府、昨年九月末に、コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会を設置されました。最終的な報告まとめる段階にありますか、いかがなっていますでしょうか。

○国務大臣(丸川珠代君) ありがとうございます。御指摘の研究会では、先週開催された九回目の会合において報告書の骨子案についての議論が行われました。

この骨子案では、初めに女性の視点からの対応

の必要性ということを指摘した上で、当面の対応として重要なものとして、まずDV対策、性暴力の問題、あるいは経済、女性が置かれた経済的な状況などを挙げております。一方で、ポストコロナに向けた課題という項目には、柔軟な働き方や人材育成などを挙げていただいております。この二つの観点からそれぞれ重要な項目を整理して、今議論を更に詰めていただいているところであります。

新型コロナが女性に大変大きな影響を与えているというこの共通の認識を踏まえまして、できればこの議論を通じてその構造的な背景にまで迫る内容になっていけばということを目指して更に議論をお願いしているところであります。

○矢田わか子君 報告を受けて、政府としては何に重点を置いてどんな政策目標を立てられようとしているか、お答えください。

○国務大臣(丸川珠代君) まだ取りまとめに至っておりませんが、もう少し先生方に御自身の思いを乗せていただけるようにと思っておりますが、既に女性活躍推進交付金で十三・五兆、あつ、五億円、失礼しました、十三・五億円含めて予備費から様々対応していただいておりますので、これらを活用して、当面の対応として重要なものについては機動的に政策を進めていきたいと考えております。

○矢田わか子君 女性を取り巻く問題って様々あると思いますが、その根底の一つにはやはり非正規雇用労働問題があると思えます。働く女性の、女性は日本全国で三千万人いますが、そのほぼ半分以上は非正規労働者であります。安定した雇用、安定した収入が得られなければならない、そのための支援策が最優先されるべきではないかと思っております。これは男性のもちろん労働者にも共通する課題であります。

政府は非正規雇用労働者に対する緊急対策関係閣僚会議を開催されております。具体的な対策を打ち出されたとお聞きしておりますが、御説明をお願いいたします。

○国務大臣(田村憲久君) 関係閣僚会議ということで、これやはりなかなか大変な状況の中で緊急支援策を打たなきゃならないと、非正規雇用労働者の方々には焦点を絞ってというような形になりました。

例えば、緊急小口、それから総合支援貸付け、こういうものも新規それから再貸付け共にこれ四月以降まで延長するでありますとか、それから、住居確保給付金、これに関しても再支給、これ四月以降も延長ということ。さらに、低所得者の子育て世帯に関しまして、これ特別給付金という形でお子さんお一人当たり五万円という形で対応させていただきます。さらに、一人親家庭に關しましては、これは償還免除付きの住宅のその支援資金という形で貸付けをさせていただきます。年間働いていたければ償還免除という形であります。

さらに、小学校が、昨年、休校を政府の方からお願ひさせていただきました。そういう状況で、お子さんの対応で休まなきゃいけなかった、休業されなきゃいけなかったというようなそういう御家庭あつたわけありますけれども、これに対して休業対応の助成金、これ企業が申請していただかなかきゃならなかったんですが、これがなかなか企業、申請いただけないところがあるということ、これは、そういう場合には御本人の申請というものも今回対応させていただきます。

あと、高等職業訓練給付金という形でございまして、これは、一人親家庭で、比較的今まで長い、例えば看護師でありますとかそういう資格物で、十万円生活費をいただきたきながら学んでいただきたき資格を取つてということであつたんですが、最近デジタル等々もありますので、期間を短くして、そういうような今のニーズに合うような、そういうようなものも受けていただきたきながら就職につなげていただきたき、こういうこともパッケージの中に入れていただきたきしております。

○矢田わか子君 ありがとうございます。

様々な給付金なんですけれども、まあしっかりと支援していただけるということで安心はしているものの、やっぱりそこからぼろ落ちる人たちがいるのではないかと課題と、それから、何よりも失業した方々に対する次なるその職業能力の向上だとかスキルアップへの支援が私は最も大事なんじゃないかというふうな思っております。

職業能力訓練の中で、一か月十万円というような話もありましたけれども、いろんな訓練あるんですが、大臣、ウェブデザインとかやっぱそういう人気の高い講座は三倍、四倍の倍率になっていて受けられないというふうな声が上がっているのと、子供がいるのでやっぱ預け先がないと結局受けられないですというふうな声もあります。

それから、何より学んだことをしっかりと次の仕事に生かせる場が欲しいんだということ、本当に就職につなげていくのかということ、大事だと思えます。横浜市なんかでは、公共の場で採用枠拡大していただいて、そこを生かせるようなこと、の仕組みをつくっていただきたきしておりますが、各自治体に対するそういう雇用の拡大についてはいかがお考えでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) 自治体の方で雇用をつくっていただくという今お話でありますか。これ、まあ一応これ臨時特例交付金、ごめんささい、地方創生臨時、臨時特例交付金ですか、これの方で地方でいろんな事業と申しますか、仕事をくついでいただきたき場合に対応になると、これ私の担当じゃないんですけれども、こういうようなことを知事さんらにはお願いしているんですが。

あわせて、今回、これも河野大臣が担当なのかも分かりませんが、ワクチンの関係でいろんな仕事、接種体制出てまいります。こういうものをこのワクチンの費用を使つていただきたき、国からの支援を、支援資金を使つていただきたき、雇用につなげていただきたき、まあ臨時の雇用でありますけれども、こういうこともできるというふうなことは都道府県の方にはお願いをさせていただいておりますし、あと、入管、検疫等々の話でいろんな対

応が出てまいりますので、そういうものに対していろいろな雇用が生まれてくる。

様々なものを使っていたりしながら、まあ臨時的なものが多いわけでありませうけれども、当面のつなぎという形で各自治体でいろいろな工夫をいたされればというふうには思っております。

○矢田わか子君 総理、今回のコロナで、やはり日本の雇用というのは非正規が中心で、極めて脆弱であるということが露呈したのではないかと思っています。ここをしっかりと立て直して、非正規から正規化を広げて安定した雇用の下で働いていただき、そして収入を得る、それが少子化対策にも最終的にはつながるといふふうにも思いますが、総理、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 政府として、この新型コロナウイルスの影響が長引く中で、女性や非正規労働者の方々への雇用に深刻な影響が生じており、また、自殺の増加などかあるいは孤独、孤立の問題、こうした問題に真つ正面から向き合っていく必要があるというふうには考えています。

こうした問題意識の下に、三月五日、私から今月中にも取りまとめることを申し上げ、十六日に緊急支援策として決定しました。政府として、昨年来、国民の命と暮らしを守るための様々な対策を講じてきましたが、今回の対策は、これまででも必ずしも手が届いていない方々についてきめ細かく対応しているというふうには思っています。

具体的な内容につきましては、先ほど厚生労働大臣が答弁しましたけれども、例えば、特に困難な状況にあると想定される低所得の子育て世帯に対して、子供一人当たり一律五万円を給付することにしていきます。また、一人親の方々の職業訓練に向けた支援として、高等職業訓練促進給付金の訓練受講期間の柔軟化やデジタル分野を含む対象資格の拡大等も盛り込んでいくところです。

先ほど議員からお話がありましたけれども、まだまだ、この訓練を受けたいけれども、人数が絞られて少ないところもあったということですから、そういうところは含めて、しっかりと

拡大してもやれるような、そういう体制を取っていききたい、こういうように思います。

○矢田わか子君 ありがとうございます。心強く思います。

大きな網掛けていただけて取りあえず対策打っているんですけど、やっぱり網の目が大き過ぎてこぼれるんです。大分細かく、細やかに網の目整ってきたと思います。是非それをもう少し整えていただくべく御提案をしていきたいと思います。

資料二を御覧ください。

田村大臣、先ほどありましたとおり、新型コロナウイルスによる休職者に対する給付金、大企業宛てにも拡充していただきました。その枠を使つて、私がつつと求めてきた一斉休校に伴う、小学校の休校に伴うこの休業給付金も、それを活用して個人申請できるよというふうなこれ網を整えていただけたらと思います。それでも、大企業の方々、見ていただいたら一目瞭然のとおり、やっぱり七月から十二月はこぼれ落ちます。かつ、なぜ中小企業だと八〇パーなのに、大企業で働いていたら同じパートなのに六〇パーしか補償してもらわれへんという声が届いております。いかがでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) 委員の言われるお気持ちも分かります。けれども、まず、その六割八割問題なんです。これ、雇用調整助成金で、特に飲食等々で働いておられて雇用調整助成金をもらつておられる方々、こういう方々、やはり八割もらつていない方が四割おられるんです。そうすると、やっぱりそれとの整合性がある。前に雇用金、本来、雇用金の特例の特例でつくっているのが今回なので、本来の方が六割しかもらつていないの後の特例が八割というところの公平性という問題が出てくるというか、どうしても我々もこれ乗り越えられないなということ、大変申し訳ないんですけど、六割ということに決めさせていただきます。

それから、その間の話も、本来は、これも御承

知のとおり、大企業は休業支援金の対象じゃなかったんですね。しかも、もう御承知のとおり、これ対象にしたのはソフトの方々だけなんです。これも、大企業では正規も非正規も基本的には休業補償金、雇用金、あつ、ごめんなさい、雇用調整助成金出していただいているんですが、ソフトという働き方が、来月は何日働か分からない、再来月は何日働か分からないという中で、なかなか雇用調整助成金というふうな決まった形です、将来にわたつて予想をするというものを大企業がなかなか使つていただけないというのがあつて、そこだけフォーカスしてこれつくつたんです。

そのときに、やはり国が一番大変なときの、まあ今回の一月からの緊急事態宣言でしたから、ここだけと初めは言つていたんですが、それはやはり幾ら何でも気の毒ですから、その前の、つまり、その前から実は、北海道は札幌、大阪、東京、時短をやつていましたので、それは一連の第三波の流れだろうと、今回のその緊急事態のいうことでそこまでは対象と時期で広げよう。それと、やっぱり緊急事態だから、四月と六月も緊急事態あつたら、ここまではやっぱり広げようという、もう考えられる限りの理屈を付けてここまで広げてきたというふうな、そういう経緯がございまして、いろいろあるんですけども、言い訳のように聞こえるかも知れませんが、そういう理屈だということは御理解いただければ有り難いというふうには思います。

○矢田わか子君 この一年間もずっと知恵を出しながら一緒に制度構築してきたと思つていますが、もう一度私も、私たちもしっかり考えますので、論議の俎上にのせていただければと思います。

それから、コロナ禍における妊産婦の対策について移つていきたいと思います。

一年前、初めてこの予算委員会で妊産婦の対策を求めました。それ以降、様々な整備が進んだと思つております。ただ、今週、国内初、初めて母

子感染が報告をされています。

妊産婦、ワクチン接種はできないんですよ。いかがでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) 基本的に、その妊産婦の治験というのが余りないものでありますから、妊産婦に対するワクチン接種は推奨はいたしておりません。

○矢田わか子君 感染が怖くてやっぱり産み控えている傾向が強まつて、去年の五月以降、妊娠の届出数は激減しております。政府がやっぱり少子化対策、予算確かに少しずつ、資料三お配りしたとおり、微増ですけれども増えはいつているんです。ただ、根本的な対策をやつたり講じていかなければ加速度的に少子化はやっぱり止まらない、進むというふうには思っています。

政府、第二次補正予算で妊産婦の総合対策、四つの事業というものを組んでおりますが、その執行状況を教えてください。

○国務大臣(田村憲久君) 四つの事業。不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査、これ執行率九四%であります。それから、オンラインによる保健指導等、これは執行率一六%。育児等支援サービス、執行率一六%。新型コロナウイルス感染症に感染した妊婦への寄り添い支援、これアウトリーチ型というやつだと思つて、これ執行率一〇%ということ、高いものもあります。なかなか進んでいないものもございまして。

○矢田わか子君 里帰り出産ができないケースや、感染が怖くてやっぱり受診も控えている妊婦さんが多い中で、私、特に母親学級と言われる保健指導ですね、オンラインによる保健指導、せっかく予算組んでいただけていて、その四つの事業で百六十三億も組んでいただけています。でも、進んでいない。

なぜ進まないのか、どのように分析されていますか。

○国務大臣(田村憲久君) 私もちよつと低いんで担当に確認したんですけども、自治体で単独でいろいろな事業もやつていまして、そういう対応も

あるんであるというふうには思うという話でありましたが、いずれにいたしましても、予算組んでおりますので、これ再度事務連絡を出させていただきますので、より多くこれを御利用いただくようお願いしてまいりたいというふうに思います。

○矢田わか子君 私も何度か担当者にお聞きするんですが、半年前の数字がずっと固定化されていて、ようやく半年後に今の実態が出てきた。やっぱり毎月毎月、毎週とは言いませんが、ちゃんと確認していかないと進むわけないと思っております。自治体に対してもう一度、事務連絡とおっしゃいましたが、強い要請を掛けていただけませんか。

○国務大臣(田村憲久君) なかなか、地方自治の話もあるので、やりなさいとは言えないんですけども、事務連絡という形でお願いをさせていただきますというふうには思っております。

○矢田わか子君 妊産婦の孤立化、これに対してどのような対策を打つのか。少子化担当大臣でもある坂本大臣、一言お願いします。

○国務大臣(坂本哲志君) 矢田委員におかれましては、もう当初からこの妊産婦の方々への総合支援というものを訴えておられまして、しっかりと受け止めてまいりたいと思っております。

今、孤独・孤立担当室としては、やはり妊娠、出産、それからその後の育児も含めて、大変やっぱり不安感、孤独感を感じられているというふうに思います。

厚労大臣の方から、相談業務、それから保健指導、そういったものがありましたけれども、しっかりとお互いに連携をしながら、この妊産婦の支援というのを更に充実させてまいりたいというふうな思っております。

○矢田わか子君 最後に一問、健康保険の財政についてお聞きしていきます。

資料四を御覧ください。

昨日、大阪の既製の健保が解散ということで報じられています。コロナの影響は、失業等による従業員の減少、賃金水準の低下によって、サラ

リーマンの健康保険の健保組合財政を逼迫していると思えます。

健保組合を維持していくという方針はよろしいんじゃないでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) 健保組合ですね、それぞれ独自に保険料を決めたいたり、また付加給付等々もやっていただいておりますし、何よりも保健事業をやっていたら、いろんな形で健康づくりをやっていたら、いろいろな形で必要な役割を果たしていただいております。大変重要で、これからのもしっかり頑張りたいと思います。このように思っております。

○矢田わか子君 それでも、この十二年間の間に、千五百あった健保組合、百三十組合が解散しています。六十四万人の減少。健保が解散すれば協会けんぽに行きます。協会けんぽに行けば、当然国庫負担が増えるんです、一六・五％。何とかこれ食い止めるために上限設けていただけませんか、拠出金の上限です。

○国務大臣(田村憲久君) 高齢者保険への拠出金が非常に重く、これ総報酬割に変えたものでありますから、そういう部分もあると思います。

前期高齢者支援金とかいろいろなものはあるんですが、この拠出の割合の部分に対しては助成をするということ、全体でこれ八百二十億円組んで助成しております。で、拠出金の多いものだけじゃなくて、前期の納付金、これに着目して、前期納付金が多い場合には、これに対しての支援、それから割合が急に増えた場合、これに対しての支援もいたしております。

あと、今言われたように、解散の蓋然性の高いところには、保健事業に直接これは支援をしてやるんですけれども、あわせて、それ、コロナの対応ということもございまして、来年度予算という意味では、これを増やす中においてコロナに対しても支援をしていきたいというふうな考えております。何かこらえていただけて、各保険者の皆様方頑張つて、我々も支援してまいりますので、これからの御活躍をいただきたいというふう

に思っております。

○矢田わか子君 拠出金の負担が五〇％以上のところの組合がもう二五％を超えておりますので、是非引き続きの御支援をお願い申し上げます。

ちよつと平井大臣、済みませんでした。麻生大臣も。

終わります。ありがとうございます。

○委員長(山本順三君) 以上で矢田わか子さんの質疑は終了いたしました。(拍手)

○委員長(山本順三君) 次に、山添拓君の質疑を行います。山添拓君。

厚労大臣に伺います。

新型コロナウイルスの変異株が各地で確認されており、感染力が強く、子供の感染拡大も指摘されています。市中感染に至っているという認識でしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) 水際対策やっておりますが、海外の渡航歴がない、若しくは海外の渡航歴のある方と接していないにもかかわらず、各地域で、変異株も幾つか種類ありますけれども、感染が出てきております。そこでクラスター等々も起こっております。

そういう意味では、大々的に広がっているところまではまだ行かないんじゃないでしょうか。各々、各地域でそういうような状況が出てきておられますので、これは注視をしながら、見付けたものはなるべく多くスクリーニングをやって、見付けたものはそこで囲い込みをしていくということが重要であろうというふうに思っております。

ただ一方で、専門家も、やがてはこれ優位性があるの変異株に置き換わっていくのではないかと、そういうことをおっしゃってられますから、今のところ、それをなるべく時間を取って、その間に対策をしっかり組んでいくということが非常に重要、これ病床の確保でありますとか、それからワクチンの接種でありますとか、そういうことが重要になってくるというふうに考えております。

○山添拓君 まさに市中感染の状況だと思っております。

国立感染症研は、二月の段階ではリンクはある程度追えているとしていました。ところが、三月の分析になりますと、地域によっては国内での感染が持続していると評価を変えています。少なくともリンクを追えているとは言えない状況になっていると、こういうことですね。

○国務大臣(田村憲久君) 要するに、スクリーニング、今上げてきているんですけども、五から一〇％とお願ひしているのを今度四〇％、まだ四〇％まで行っておりますが、これを随時お願ひして、大きな検査機関等々にお願ひをしながらやっているとありますが、要するに、そこで見付けたものに関しては、スクリーニングで見付けたものに関してはそれを疫学調査を積極的にやっておりますが、ただ、各地域で今までと違うものが出ておりますから、そういう意味では全てが全て追えているというわけではありません。

○山添拓君 いつからそういう状態になったんですか。

○国務大臣(田村憲久君) これは、一月に東京、埼玉といろいろなところから出てまいりましたけれども、もう出てくるたびにもうそれが新しいものでありますから、初めからそういう意味では出たときから新たなものが出てきているということ、御理解をいただければ、それを、見付けたものはそこを囲い込んでいっているというふうな御理解をいただければ有り難いというふうに思います。

○山添拓君 だから、もう初めから追えていなかったとおっしゃっているのと等しいんですが、総理に伺います。

変異株が国内で初めて確認されたのは昨年十二月二十五日です。既に感染力の強さが指摘されており、結果として水際対策が失敗したというところをどう認識しておられますか。

○国務大臣(田村憲久君) これ、イギリスが初め

て発表したのは昨年の十二月二十一日でしたっけね、頃だと思えます。ですから、それまでは全く情報がない中で、イギリスはもう既に九月には広がり始めていたであろう、自国の中でおっしゃっておられます。そういう意味からすると、一般の新型コロナウイルスが日本の中に海外から入ってくるということはあつたわけでありまして、その中において、その期間の間入ってきている可能性もあります。

そういう意味で、その後は、急激に外国人の方々、基本的には海外からも日本に回国はお断りして一部のビジネスの部分だけだったんですが、それも緊急事態宣言とともに我々お断りをするようにしておりますので、今は変異株の地域、長くなるから申し上げますが、そういうところに関して三回、向こうで、そして入ったとき、三日後というように対応しながら、今また新たな形で、要するにアプリを入れて位置を確認してということをやっている最中でございますので、そういう形で対応させていただいておりますから、我々もいたしましては、イギリスの発表後は早急に対応してきたというように考えております。

○山添拓君 総理の認識も伺いたいと思うんですが、変異株の市中感染を結果として許してしまつたと、このことについてどう御認識ですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 先ほど厚生労働大臣が答弁したとおりです。私たちも水際においてはできるだけ適切に対応してきました。

○山添拓君 それは不十分だったと思うんですが、変異株の検査を陽性者の四〇％程度に引き上げる、そのめどが立ったと今日答弁もありました。どうやって進めるんでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) 今までは、基本的に、地方衛生研究所というところで検体が集まってきた、その分に関して変異株等々に対応すると、スクリーニングを掛けると。感染研といいますか、

専門家の方々は、基本的に一〇、五から一〇％はある程度分かるというお話であつたんですが、なぜ四〇％まで上げたかというところ、もうなるべく早く見付けて、それを抱え込みたいと、抑え込みたいと、その部分で、ということをやっておるんですが、その四〇％に上げるに関しては、地衛研だけでは無理なものでありますから、大きな検査機関、こういうところをお願いして、検体、二回これ検査しなければいけない、検体の量がそれなりに要するんですね。ですから、そういうところに技術移転して、今取りあえずやり出しているところで、そこを見ると大体四割ぐらいまではまず行けるなど。

ただ、四割でいいとは思っていませんので、さらに、医療機関なんか、ちっちゃい検査機関等々にお願ひしていますので、そういうところにも技術移転できるのならばしっかりとやって、そこにもちゃんと費用を出させていただいて、御協力をいただきたいと思います。

ですから、四〇％まずは目指しておりますけど、それをまたクリアできたときには、まあ並行しながらと言つた方がいいのかも分かりませんが、大きい検査会社だけじゃなくて、他の検査会社にもできる限りお願いをしていきたい。ただし、これ、各自治体からになりますから、自治体にもそういうお願いを、そういう自治体の方からお願ひしていただきたいようなこともお願いしていかなきやならないというふうに思っております。

○山添拓君 東京ではPCR検査の九三％が民間検査機関で行われています。変異株検査をどう広げるかが課題だと考えます。

墨田区では、区内の民間検査会社と協力して、四月以降、高齢者施設でのモニタリング検査や、区が濃厚接触者を行う検査に併せて変異株のスクリーニングを実施すると伺っています。

このように、中小の検査会社が独自に行う場合に国が何らかの費用の補助をする、そういう仕組み

みは検討されているんでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) 今、国立感染症研究所等々が対応して民間に委託しているようなところに関しては、これは国立感染症研究所の方からお金が出ますが、そうじゃない、先ほど申し上げました、多分これから各自治体等々の中においていろんな委託をしておるといふようなところが出てくると思ひます。そういうところに関しては、自治体を通してという話になるんだと思ひますけれども、しっかりと同じように資金を出させていただいて、その下でスクリーニング検査をやつていただく。その前に、技術的な移転はしなきゃいけませんし、試薬をしっかりとお持ちをいただかなきゃいけないんですが、そういうことは我々としては検討をしております。

○山添拓君 今指摘もあつたように、試薬と、そして人件費の負担が特に大きいと聞きます。いつまで続ける検査が分からないと、また、財政支援がはつきりせずということであればなかなか踏み出せない、こういう声もあります。

感染を追えない以上は、中小の検査会社でも広く実施することができるようによつぱり支援すべきだと思います。もう一度その点について御答弁ください。

○国務大臣(田村憲久君) 各都道府県で追えない場合もあるんですね。各いろんな医療機関が、それこそ行政検査もあれば民間の自費検査の部分もありますので、追えていない部分もあるから全てというのはなかなか難しいというのには御理解いただきたいと思うんですが、できる限り各自治体で把握できる場所に関しては、十分な資金、それから技術移転等々をさせていただきなから、我々としても、今なるべく多くのスクリーニングをさせていただいて、見付けた上でもうそこを囲い込んで、なるべくその広がるのを抑えていきたい、こういうような思いがございますので、それは我々の方からしっかりと各都道府県の方にお願いをさせていただいて、そういう支援をしますからということ体制を整えていただきたいと思います。

いふふうを考えております。

○山添拓君 水際対策が不十分な中で東京オリンピックを行つてよいのかという懸念があります。総理は、一月二十一日の衆院本会議で、ワクチンを前提としなくても安全、安心な大会を開催できるよう準備すると述べました。これはどこで決めたものですか。

○国務大臣(丸川珠代君) 各国でワクチンの接種状況が異なりますので、きちんと選手の方々に打てる国もあればそうでない国もあります。ですので、ワクチンの接種を前提としない安心、安全な大会を行えるような水際対策というものを考えております。(発言する者あり)それはもう関係者で合意をしておりますのでございます。

○山添拓君 丸川大臣、関係者つてどなたですか。

○国務大臣(丸川珠代君) 中間取りまとめを行いました対策調整会議でございます。

○山添拓君 調整会議では、ワクチンを前提しなくても安全、安心などは述べていません。丸川大臣、オリンピックやパラリンピックの延期や中止について検討している部署はあるんですか。

○国務大臣(丸川珠代君) オリンピックについては五者協議で議論をしておりますけれども、最終的に判断をされるのはIOC、また組織委員会、IPC、東京都ということになります。

○山添拓君 政府の中にはないことだと思つていますが、では、三月三日と二十日、今お話あつた五者協議、その内容について御説明ください。

○国務大臣(丸川珠代君) 今月三日に開催されました五者協議においては、まず、改めて安全、安心な大会運営を最優先として、引き続き今年の夏の東京大会の成功に向けて五者で緊密に連携していくことを確認した上で、海外からの観客の取扱いや観客の上限について議論を行いました。まず、海外からの観客の取扱いについては、国としては、水際規制の感染症対策を担い、国民の

安全と安心を守るべき立場として、変異株の影響等が予測できない中、今年の夏の入国の可否を見通すことが困難であり、慎重な判断であるということから申し上げます。

こうしたことも踏まえて関係者間で協議を行った結果、二十日の協議において、東京大会においては海外からの観客の受入れを断念するということを合意したところであります。

観客の上限については、国内イベントの上限規制に準じることを基本として、国内外のスポーツイベントの状況等を見極めて検討を進め、四月中旬に基本的な方針を示すことを確認しております。

アスリート以外の大会関係者については、適切な感染症対策や多くの制約の下で厳しい生活を続けている国民の皆様の理解を得る観点から、国としては縮減が不可欠であるということから申し上げます。

引き続き、変異株の影響、また国内外における感染状況等を踏まえて、主催者でありますIOC、IPC、東京都、組織委員会と緊密に連携をしながら準備を進めてまいります。

○山添拓君 今いろいろお話しになったんですけども、その五者会議、五者協議の議事録ってあるんでしょうか。

○国務大臣(丸川珠代君) 協議の終了後に東京都、それから組織委員会、また国からそれぞれ意見を行いまして、議事の内容を公表させていただいております。

議事録については、関係者においてそれぞれ適切に対応されていると理解しております。

○山添拓君 ということは、政府のものはあるんですか。

○委員長(山本順三君) 丸川国務大臣。(発言する者あり)どうぞ、答弁してください。

○国務大臣(丸川珠代君) はい。

五者協議は、これ組織委員会において調整された会議でございます。詳細は組織委員会に確認をしたいと思っております。(発言する者あり)

○委員長(山本順三君) 丸川国務大臣。

○国務大臣(丸川珠代君) それぞれ会見を行っておりますが、議事においては、主催者の関係者の間で適切に対応されているということでございまして。具体的には、組織委員会がこの会議を主催しておりますので、組織委員会において対応しているとのこととあります。

○山添拓君 政府も当事者として出席していただきます。政府側の議事メモなどはあるはずですか。

○委員長(山本順三君) 答弁できますか。

○山添拓君 様々な検討経過が極めて不透明だから何っているんですね。

感染対策に当たって公にされておりますのは、資料もお配りしておりますが、昨年十二月二日、調整会議の中間整理が最後となっております。大臣、その際に今後の検討課題とされたのは何でしたか。

○国務大臣(丸川珠代君) 資料にお示しいただいておりますけれども、まずアスリート等に係る検査の実施方針、また感染症対策センターと保健衛生拠点機能の具体化、陽性者の入院・宿泊療養体制の確保、陽性者発生時の競技運営の在り方、大会関係者や観客の取扱い、観客上限、外国人観客に係る具体的な措置、マラソン、競歩等、公道等で行われる競技における観客の感染症対策、聖火リレー、ライブサイトにおいて混雑、密集を避けるための対策、開閉会式におけるアスリート等の感染症対策、ワクチンが利用可能となった場合の対応でございます。

○山添拓君 ほとんど決まっていなかったわけですが、これは国内の感染第三波あるいは変異株の前の段階でのものですか。

丸川大臣は、国内外で様々なスポーツ大会が開催されており、知見が積み重なっていると述べています。参照している国際大会のリストや、あるいはその知見の整理というものは政府の中でされているんでしょうか。

○国務大臣(丸川珠代君) まず、先ほどの対応について、対応は決まっていないうことでございますが、かなり検討を進めてきておりまして、アスリート等に係る検査の実施方針については、IOCの方からは是非毎日やってもいいというところで、今組織委員会において御議論いただいているほか、政府でもこれから検討を深めようとしているところがございます。

それから、組織委員会の感染症対策センター、これは橋本会長の方から保健衛生拠点の機能等を併せて選手村の方で対応するというところで、既に設置の方向で進めていただいております。

また、陽性者の入院・宿泊療養体制の確保、また陽性発生時の競技運営の在り方については、現在、組織委員会が御議論いただいております。検討が進んでおります。

この観客の取扱いについては、今先ほど申し上げたとおりでございます。

また、マラソン、競歩、公道等で行われる競技については、まさに今、聖火リレーが行われておりまして、ここでの知見をしっかりと反映していくということでもあります。

いづれにしても、プレーブック、御存じでしょうか、関係者がそれぞれ、その関係者のジャンルによって対応すべきルールブックというのがございますけれども、これを四月に改訂をするということでございます。私どももこれに合わせてより詳細な検討を進めてまいります。(発言する者あり)あつ、済みません。

で、質問された内容でございますけれども、国際大会、これは、これまでに行われている国際大会、全米オープン、全仏オープン、男子ハンドボールワールドカップ、女子水球五輪予選、全豪オープン等々ございますけれども、それぞれ知見がございますので、様々なスポーツ大会の状況、これらを踏まえて、パブルという考え方を基本的に置きながら、よりこれを強化する形で検討したいと考えております。

○山添拓君 そうした知見を整理したものはない

というのが政府の回答なんです。

東京都はパブル方式で大丈夫だと言っております。しかし、その成功例は、国内では体操の世界選手権ぐらいであります。選手は完全隔離で、PCR検査は毎日行い、移動制限、行動制限、かなり掛かりました。その参加国や選手の数について承知されていきますか。

○国務大臣(丸川珠代君) 恐縮です。

体操の世界選手権は四か国であったというのは分かっております。済みません、全体の数はちよつと把握していません。例えば、先ほど申し上げました男子ハンドボール世界選手権、これ三十二か国で、アスリートのみで六百人だったと理解しております。また、全豪オープン、こちらはアスリート四百人、関係者を合わせますと全部で千人というところは理解しております。

○山添拓君 体操は三十人の参加だったんですね。オリパラとは全然規模が違います。

懸念されているのが医療提供体制です。トータル一万人とされます。しかし、東京都は二〇一九年、コロナ前の計画でも医療関係者一万人としていたのではありませんか。

○国務大臣(丸川珠代君) 立候補ファイルにありますが内容については組織委員会ができる前の内容でございます。これは都が、都として大会期間中に入院が必要なアスリートや大会関係者を受け入れる上で試算をされたものと理解をしております。

現在は組織委員会において精査を行っているところでございますが、先ほど御指摘いただいたトータルで開催期間二か月を通じて一万人というのは、医師、歯科医師がおよそ三割、看護師の方がおよそ四割、理学療法士の方がおよそ一割程度、さらに検査技師等の検体採取者がおよそ一割弱ということを知っております。これらは、まず組織委員会の方で競技会場等周辺の大病院等と調整を進めていただいている状況でございます。現在、都内およそ十か所、都外およそ二十か所程度の確保を念頭にしていると伺っております。

地域の医療体制に支障を生じないようにする
とが何よりも重要でありますので、政府として
も、必要に応じて専門的知見に基づく助言を行う
とともに、引き続き東京都、組織委員会とも調整
を進めてまいりたいと思います。

○山添拓君 熱中症などの対応でもそもそも一万人
と言っていたんですよ。いかなる精査を行ったん
ですか。

○国務大臣(丸川珠代君) 東京都、組織委員会が
まず精査をしていただくべきものと考えておりま
すけれども、私たちがその精査はしっかりと中身
を拝見したいと思っております。

○山添拓君 別な点を伺います。
組織委員会は大会指定病院を指定します。これ
はどんな役割を担う病院ですか。

○国務大臣(丸川珠代君) 組織委員会が競技会場
等の周辺の大学病院と調整を進めると、先ほど触
れた、あれが大会指定病院でございますが、これ
は、アスリート等に対し選手村の総合診療所やあ
るいは競技会場の医務室の機能を超える治療が必
要な場合などはこの大会指定病院に搬送する仕組
みとなっております。

○山添拓君 けがをしたり救急の場合ということ
で、コロナ対策とは別なんですか。

資料御覧ください。東京都の立候補ファイルで
は、東京会場十病院、うち三つが都立病院です。
しかし、例えば広尾病院は、今、コロナ専門で
新規の外來を止めています。妊婦にも転院を求め
ています。七月には突然オリンピック病院になる
んですか。

○国務大臣(丸川珠代君) これ、セキュリティ
上の理由から、個別の病院、そこに書いてあるの
はあくまで立候補ファイルの時点でございませ
ん。今、組織委員会がお決めになる話なんです
ね。それで、立候補ファイルは東京都が作るん
ですが、組織委員会が今決めるんです。で、構造
上、これ組織委員会と東京都とIOC、IPCで
御議論されるものでして、私もはあくまでそれ

をサポートさせていただく立場であります。こ
れ、東京都の下で組織委員会がやっているわけ
ですけれども、組織委員会がこれはセキュリティ
上の理由から明らかにしたくないということで、
公表を行わないというふうに言っているからどう
か、私ども、大変恐縮ですが、立候補ファイ
ルに書かれたものがそのままになっているかどう
かというところは承知をしております。

○山添拓君 外国語による診療の提供が可能だと
かも含めて結構要件は厳しいので、そんなにた
くさん候補があるわけじゃないんです。

○国務大臣(田村憲久君) コロナ対策はコロナ対
策としてやっていただくことになろうと思いま
すし、オリンピックの対応はオリンピックの対応で
いうことになろうと思えます。

医療提供体制の逼迫を理由に緊急事態宣言が発
せられておりました。変異株を含むリバウンドで
感染拡大が懸念されています。総理、五輪は開催
ありきではない検討が必要ではないでしょうか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 安全、安心な大会と
するために、新型コロナウイルス対策を始め医療体制の確
保というのは極めて重要だと思っております。その
際に、大会の運営主体である大会組織委員会が開
催都市である東京都などと協力しながら、医療従
事者、大会指定病院の確保など必要な体制を整備
することに、国としては必要に応じて助言な
どをしっかりと行っていきたいというふうに思っ
ています。

○山添拓君 あくまで開催ありきですよ。多くの
点が決まらないまま、しかも検討状況はオープン
にされない。ジェンダー感覚を著しく欠く責任者
も続出しました。このまま突き進むのは余りにも

無謀だということを指摘させていただきたいと思
います。
続いて、文科省でも浮上した接待疑惑について
伺います。

○副大臣(亀岡偉民君) 日にちはちよつと定か
ではありませんが、今確認をしているところであ
りますので、しっかりと今確認しているところであ
ります。

○山添拓君 日にちはともかく、その頃会食した
事実はあるんですか。

○副大臣(亀岡偉民君) 記憶では、会食したと思
います。

○山添拓君 副大臣は、しんぶん赤旗の取材に、
割り勘とか言ったりして、私が半分は出して、い
つても交代交代で昔からやっている仲ですからと答
えています。このときは割り勘でしょうか。

○副大臣(亀岡偉民君) 私もいつも、必ず出席
した分は最後に確認をして現金で私の方で支払い
しております。このときも支払いました。

○山添拓君 本日付けのしんぶん赤旗では、清水
氏が、上野の料亭韻松亭、亀岡氏、宮崎県副知事
との懇談、八万四千元を交際費等として経費申請
し、学園が支出したことが記録に基づいて確認さ
れております。支払ってもらったんじゃないか。

○副大臣(亀岡偉民君) 私も必ず現金で支払い
しております。たまたまその日は私が知らないう
ちに払われてしまったということで、最後に確認
をした上でちゃんと私の分はお支払いさせていた
だきました。(発言する者あり)
○委員長(山本順三君) 手を挙手して質問をし
てください。

○山添拓君 確認していただきたいと思いま
す。
文科省に伺います。
私立高校産業教育施設整備費補助金について御
説明ください。

○政府参考人(龍本寛君) 済みません、お答え申
上げます。

私立高等学校におきまして産業学科を設置して
おります高校に對しまして、産業教育振興法に基
づきまして、国が職業教育を行う私立高校に對し
て施設の三分の一の補助を行うものございま
す。

○山添拓君 二〇一九年度の予算額、申請件数、
執行状況を御説明ください。

○政府参考人(龍本寛君) お答え申し上げます。
二〇一九年度の予算額につきましては、四千百
二十一万一千円が予算額となっております。ま
た、申請件数については一件でございます。
以上です。

○山添拓君 どこが申請したんですか。

○政府参考人(龍本寛君) お答え申し上げます。
申請をされたのは学校法人豊栄学園ですが、こ
の年につきましては公募を二度行いました。一度
目、どこも手は挙がりませんでした。二度目も当
初の締切りの時点では手が挙がっておりません。
この補助金については、私立高校において産業
教育をやっている学校というのは全体の中では非
常に少ない中で、重要な補助金ではございませ
んけれども、年によりまして一件であったり二件で
あったり、多い年で五件と、この三年間という
と四件しか手が挙がっておりません、そういう類
いの補助金でございます。

○山添拓君 豊栄学園への補助金は、いつ誰が申
請し、いつ決定されたんでしょうか。交付額と併
せて御説明ください。
○政府参考人(龍本寛君) 済みません。
豊栄学園からの申請でございますけれども、豊
栄学園から県を経由いたしました申請が上がって
きておりますが、十二月の、令和元年の十二月の

二十七日に所轄庁であります宮崎県からございました。翌年の二月五日に補助金の交付の決定をさせていたいております。(発言する者あり)

○委員長(山本順三君) 続いてどうぞ。

○政府参考人(瀧本寛君) 済みません、答弁漏れでございましたので、申し訳ございません。

交付決定額は二千四百二十一万三千円でございました。

以上です。

○山添拓君 ちょうど副大臣や副知事との会食の直後に申請されたということになります。

副大臣は、会食の当時、この補助金の制度について御存じでしたか。

○副大臣(亀岡偉民君) 私は全く知っておりません。そして、副大臣は私どもの旧知の仲であります。国交省から行って、たまに行くことがあったから、たまたま私の方でちょっとお誘いを掛けたいということになります。

○山添拓君 文科副大臣の当時ですけれども、制度については全く御存じなかったということですか。

○副大臣(亀岡偉民君) どこがどういう申請をしているか、全く分かりませんでした。制度もそんな詳しくは知りませんでした。

○山添拓君 詳しくは知らなかったけれども、知っていた部分もあったというお答えになるのかと思います。

県が申請する補助金です。会食には学園と県が同席していました。ここで申請するよう指南したのではないかと疑われても仕方ないんじゃないでしょうか。

○副大臣(亀岡偉民君) 学校側から呼び出しがあったわけではありませぬので、私が旧知の仲だからお誘いしたわけであって、そういう話は全く出ませんでした。

○山添拓君 それはにわかに信じ難いことなんですね。

私立の高校には私学助成金が交付されます。二〇一八年四月には、この学校、教育課程特別校に

指定されてもありません。しかも補助金申請の前です。大臣規範に抵触する供応接待であった。その可能性は否定できないんじゃないでしょうか。

○副大臣(亀岡偉民君) 私ども旧知の仲でありまして、まさにいろいろ、運動部の強化から、いろいろ相談を受けておりましたので、そういうところには相談に応じましたけれども、一切そういうことに関しては話は出ませんでした。

○山添拓君 旧知の仲であればどんな立場にあるときでも何の疑いも持たれない、そういうお考えだということなんですか。

○副大臣(亀岡偉民君) 私どもしっかりとその辺も存じ上げておりますので、支払も現金で支払いましたし、一切問題のないという形でお会いさせていただきました。

○山添拓君 支払を自分で負担したということをお話になりました。その内容について、証拠に基づいてこの場で説明するように、委員会に対して報告するように復興大臣に求めたいと思っております。いかがですか。

○副大臣(亀岡偉民君) 現金で支払っておりますので、どこまで確認できるかはしつかりとさせていただきます。

○山添拓君 学園側には記録があるようなんです、それは是非確認をしていただきたいと思うんです。

県を含めた贈収賄の可能性すら否定できない問題です。総理、これは説明が必要ではありませんか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 文科大臣の下でそこは適切に対応するだろうと思っております。

○山添拓君 利益誘導の有無、また藤原次官の倫理規程違反の有無を含めて究明すべきだということと指摘させていただきたいと思っております。

最後に、河井克行元法務大臣の選挙買収問題について伺います。

昨日、議員辞職願を提出されました。それまでの無罪主張を一転させて、買収罪という事実を争わないと述べるに至ったものです。

自民党の二階幹事長は、党としても他山の石として対応するなど述べました。総理も同じ認識ですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 法務大臣の経験者についての刑事裁判が行われていることは残念であり、また、国民の政治不信を招いたという批判があることは重く受け止めております。いずれにしても、政治家はその責任を自覚し、国民に疑念を持たれないよう常に襟を正していかなければならないというふうを考えております。

いづれにしろ、大変重く受け止めております。

○山添拓君 他山の石ではなく自民党の山だと思っております。

総理は昨年六月の記者会見で、党として対応すると述べております。自民党が提供した一億五千万円が使われたとの証言があります。買収原資について、党として明らかにさせていただきます。

○内閣総理大臣(菅義偉君) この場で、せっかくなのでお尋ねでありますから、自民党総裁としてあえて申し上げれば、御指摘の資金の使途の詳細については、現在検察当局に押収されている関係書類が返還され次第、党の公認会計士が内規に照らして監査を行って、しっかりとチェックをすることになっております。

○山添拓君 ちよつとよく分からないんですが、なぜ押収されたままになってるんですか、その記録は。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 裁判中だからだと思います。

○山添拓君 関係書類というのは、押収した証拠も含めて、裁判で証拠提出されているなら、河井氏の側で写しを入手しているはずで、証拠になつていないのであれば、公判中であっても還付請求ができます。

速やかに書類を確認するべきではありませんか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 今裁判中でありまして、裁判中のやり取りに関する事柄について、私は、答弁する。現在行政の長でもあります

ので、私から何か申し上げるべきことは控えるべきだというふうに思います。

○山添拓君 党として対応するとおっしゃっているわけですから、公判中でも可能なんですよ、証拠を求めることは。その上で、その証拠を分析する、これ、今でも可能なんですよ。

河井氏に対して求めると、それはお約束いただけないでしょうか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) この現在行っている裁判のことでありますから、そのことについて行政の長として何か申し上げることは、私は控えるべきだというふうに思います。そして、先ほど私は、せっかくなので議員のお尋ねなので、自民党総裁としてその使途の詳細については先ほど答弁したように申し上げたところであります。

いづれにしろ、党の公認会計士が内規に照らし監査を行い、しっかりとチェックすることになっております。

○山添拓君 自民党総裁として明らかにするべきだと申し上げているわけですが、一億五千万円のうち一億二千万円は政党助成金ではないかと、資金提供した自民党にも重大な疑惑が生じております。四月の再選挙までに買収原資を明らかにするべきです。そうでなければ、公正な選挙への国民の信頼は回復できないということとを申し上げて、私の質問を終わります。

○委員長(山本順三君) 以上で山添拓君の質疑は終了いたしました。(拍手)

これにて質疑通告者の発言は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和三年度総予算三案に対する質疑は終局したものと認めます。

○委員長(山本順三君) それでは、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。なお、発言者は賛否を明らかにしてお述べ願います。石川大我君。

○石川大我君 立憲民主・社民の石川大我です。

私は、立憲民主・社民を代表して、ただいま議題となりました令和三年度一般会計予算、令和三年度特別会計予算、令和三年度政府関係機関予算につきまして、反対の立場から討論いたします。

安倍前首相は、福島はアンダーコントロールと言つて東京オリピック・パラリンピックを招致いたしました。しかし、福島第一原発の汚染水は今も止まらず、政府と東電は海に放出したいと言つています。多くの避難された方々はいまだに故郷に帰れる状況ではありません。五輪責任者も次々引責辞任。果たしてこれが復興した日本の姿なのでしょうか。

総務省をめぐる接待疑惑で失われたものは、総務省の信頼だけではありません。菅総理の看板政策である携帯電話料金値下げや菅総理の御子息が勤める会社へのチャネル利権のために、国民共通の財産である通信市場の自由と公正が奪われたのではないのでしょうか。日本の信頼も大きく傷つきました。

同性婚の問題です。政府は、同性婚を求める人たちの切実な声を傾けようとはしません。私たちは、二〇一九年に婚姻平等法案を既に提出しています。札幌地裁での違憲判決を受け、速やかに法の下の平等にかなう制度を整えるべきです。

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう今日、最優先すべきは何よりもコロナ対策です。ところが、感染拡大から一年も経過しているのに、国は、満足な検査体制や医療体制を整えず、ワクチン接種も進まず、経済的に困っている人々を救おうとしません。

財務省の説明資料、令和三年度予算案のポイントで新型コロナウイルス感染拡大防止のための予算として明示されているのは、新型コロナウイルス感染症対策予備費五兆円を除けば、感染症対策のための診療報酬の臨時的措置や医療機器の国内生産能力の増強、感染症危機管理体制、保健所体制の整備など僅かな項目でしかなく、それらの予算額全てを足しても、一般会計予算歳出の約百七兆円に占める割合はごく僅かです。

一方で、コロナ対策とは関係の薄い従来型の歳出は、本予算案においても改められることはなく、野方図のまま膨張を続けています。とりわけ防衛関係予算については五兆三千四百二十二億円と、七年連続で過去最大を更新しました。断念したはずの陸上型イージス・アショアを護衛艦搭載に切り替えるなど、膨大な無駄と矛盾が生じています。

公共事業についても、今回約六・一兆円が計上されています。令和二年度当初予算との増減はゼロ％と政府は説明しますが、既に令和二年度三次補正予算案において国土強靱化の名目で二兆円が計上されています。この公共事業の膨張は極めて問題です。

以上のとおり、この令和三年度予算案は、新型コロナウイルス対策という今最も必要とされている予算が極めて手薄である一方、本来不要不急でカットすべき従来型の予算が膨張している、極めていびつで、一人一人の国民に寄り添っていないものです。このような予算案を私たちは決して容認することはできません。断固反対の意を申し述べ、私の討論といたします。

ありがとうございます。（拍手）

○委員長（山本順三君） 石川博崇君。

○石川博崇君 公明党の石川博崇です。

私は、自民、公明を代表し、ただいま議題となりました令和三年度予算三案に対し、賛成の立場で討論を行います。

冒頭、コロナ禍でお亡くなりになられた方への御冥福をお祈り申し上げますとともに、闘病中の方にお見舞いを申し上げます。また、懸命に活動されている全てのエッセンシャルワーカーの方々の敬意を表し、感謝を申し上げる次第です。

三月二十一日に緊急事態宣言は全面解除に至りました。今後は、引き続き感染の徹底的な抑え込みに全力を挙げるとともに、ウイルスへの不安が緩和された後の社会を見据えて、後世への端緒をつかむことが重要です。そのため求められるのは本予算の速やかな執行であると申し上げ、以

下、賛成の理由を申し述べます。

第一の理由は、感染防止、感染拡大防止に万全を期した予算となっている点です。

本予算には、国立感染症研究所の体制強化に、今後の新興・再興感染症のパンデミック対応も含めて計二十三億円が措置されたほか、医療機関の経営を支えるため、診療報酬上の特例措置にも計四百三十億円が充てられております。さらに、新型コロナウイルス感染症対策予備費にも五兆円を措置しており、足下の課題へ適切に対応するとともに想定外の事態へも備える本予算は速やかな成立が不可欠であります。

第二の理由は、事業継続と雇用維持を後押しする予算となっている点です。

本予算には、中小企業の事業承継等に資する補助金十六億円が新規に計上されたほか、雇用調整助成金の特例措置等にも六千二百億円が措置されておりです。また、在籍型出向を活用する助成金五百四十億円を創設したことも将来を見据えた雇用政策として高く評価でき、事業者と労働者の不安解消のため、本予算の早期成立が求められます。

第三の理由は、デジタル社会、グリーン社会の実現を図る予算となっている点です。

本予算では、新設するデジタル庁に三千億円規模の情報システム関係予算を一括計上し、行政のデジタル化を推進することとしているほか、デジタル教科書の普及に二十億が充てられるなど、教育分野のデジタル化も大いに進展することが期待されます。さらに、グリーン化に関しては、二〇五〇年カーボンニュートラル達成に向けた成果連動型の低利融資制度の創設が盛り込まれており、本予算の内容は将来の重要課題への確に対応するものと言えます。

第四の理由は、自然災害の脅威から国民の命と生活を守る予算となっている点です。

本予算には、流域治水の推進など国土強靱化関係経費として四兆四千億円が計上され、令和二年度第三次補正予算で措置された五か年加速化対策

の初年度分経費二兆円と合わせ、ハード、ソフト両面での対策を着実に実施することとしております。また、東日本大震災からの復興に関しても六千二百億円を計上し、被災者に寄り添い続ける政府の姿勢が明確になっております。

以上、本予算に賛成する主な理由を申し述べました。

政府は、令和二年度第三次補正予算も合わせ、十五か月予算として、感染拡大防止に万全を期しつつ、中長期的な課題にも対応することとしており、本予算についても成立後は迅速かつ適切な執行を要請いたします。私の賛成討論を終わります。

ありがとうございます。（拍手）

○委員長（山本順三君） 片山大介君。

○片山大介君 日本維新の会の片山大介です。

私は、会派を代表して、令和三年度一般会計予算案、令和三年度特別会計予算案、令和三年度政府関係機関予算案に反対の立場から討論いたします。

本予算三案において、感染拡大防止を行いつつ、デジタル社会、グリーン社会、活力ある地方、そして少子化対策などについてのいわゆる全世代型社会保障制度に対する措置をとらうとしていることは理解します。しかし、政府の新型コロナウイルス感染症への対応を振り返ると、不安を感じざるを得ません。

憲法に保障されている職業選択の自由に基づいた営業の自由を制限する時短要請に対して支払われたのは、補償ではなく、協力金という名の、営業規模や従業員数などを一切考慮していない、一店舗当たり同じ金額という制度でした。その協力は給付に時間が掛かっている状況で、我が国の行政のデジタル化の遅れを感じます。また、本予算案によって今回の新型コロナウイルスへの対応で明らかになった諸問題に本当に対処できるのか、疑問を抱かざるを得ません。

ほかに、この本予算三案について問題を感じている点を挙げます。

まず、経済成長への道筋が見えないことです。コロナ後の経済復興で、本予算ではデジタル社会の実現を柱の一つに据えています。デジタル化を進めることは重要であることは言うまでもありません。しかし、ただデジタルに置き換えるだけでは駄目で、それだけで成長につながるかは疑問です。これまでの非デジタル社会にこびりついた既得権益を取り除く大きな規制改革を行い、新しい技術、新しい発想に基づいた新しい産業を、企業を参入し、各企業が切磋琢磨する社会にすることが経済成長のために必要です。大事なことは規制改革であり、予算案はその視点が足りません。

そして、もう一つ。行政改革を進めないまま、国民に負担を押し付けていることです。令和二年度の国民負担率は四六・一％と、昭和四十五年以降、初めて四五％を超える見通しです。国民の負担が増えた一方、どれだけ行政改革が行われてきたのでしょうか。去年の通常国会において成立した国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律で、全国国議員は現在、歳費の二割の削減を行っています。歳費の二割削減は去年の五月から一年間だけであり、来月四月には終わります。維新は、五月以降も議員歳費の削減を継続すべきと考え、議員歳費削減法案を国会に提出しました。国会議員は五月以降も引き続き議員歳費の削減を継続すべきであると主張します。

また、参議院では定数六増に伴う自主返納も行っていますが、公表しないため、返納していない議員もいます。国会議員自ら身を切ることから始まる一連の行政改革を行うことをこの場で改めて主張しておきたい、そう思います。地方行政の重要性は、この一年の感染症対策で改めて明らかになりました。維新は、地方自治体の長と連携し、地方の声を直接政府と国会に伝えていく、そして、提案型野党として引き続き活動していくことをお約束して、令和三年度予算三案に対する反対討論といたします。(拍手)

○委員長(山本順三君) 磯崎哲史君

○磯崎哲史君 国民民主党・新緑風会の磯崎哲史です。

会派を代表し、ただいま議題となりました令和三年度総予算三案に反対の立場から討論を行います。討論に先立ち、新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方へ哀悼の意を表しますとともに、闘病中の方々へお見舞い申し上げます。また、最前線で御尽力いただいている医療従事者を始め、エッセンシャルワーカーの皆様、そして感染拡大防止のために御協力をいただいている全ての皆様に心から敬意を表し、感謝を申し上げます。さて、本予算案は、長引くコロナ禍によって社会が疲弊する中、国家が国民を支える姿勢を明確に示す予算案にするべきでしたが、その内容は十分と言わざるを得ません。また、使い方をあらかじめ明らかにしない新型コロナウイルス対策予備費を五兆円も組み込んでいる点は、財政規律の観点からも看過できません。さらに、コロナ禍を乗り切るために国民に信頼される政治が求められているにもかかわらず、現政権は、信頼を高めるどころか損ねることばかりが相次いでいます。

本予算案の中身やこの間の菅政権のありようについては問題点を挙げれば切りがありませんが、時間も限られておりますので、具体的な提案を申し上げることで討論に代えたいと思います。我々の一つ目の提案は、疲弊する国民生活と日本経済を立て直すため、家計第一の観点から、所得税還付方式による全ての現役世代に対する十兆円の一割給付と、住民税非課税世帯などの低所得者に対する二十兆円の給付です。国民の窮状を考えれば、今ここで国債の発行をためらうべきではありません。

二つ目の提案は、時短要請に応じた事業者に対する事業規模に応じた給付金です。緊急事態宣言下の一律六兆円の協力は余りに不公平との批判が強いことから、我々は、これに代わるものとして、金融機関の融資と連携し迅速に支給できる、新型コロナウイルス感染症まん延防止等協力給付

金の支給等に関する法律案を作成し、三月五日、参議院に提出しました。緊急事態宣言の解除後も苦しんでいる経営者のために、是非本提案を活用いただきたいと思います。

三つ目の提案は、営業時間の変更等が発令されていない地域も含めて、業種を問わず、コロナ禍の影響を受けた全ての事業者を対象とする事業規模に応じた給付金です。こちらは売上高の減少の程度に応じて固定費の一部を支援する制度で、間もなく法案を提出いたします。四つ目の提案は、総合支援資金の貸付枠拡大です。既に総合支援資金の三か月延長は対応いただいておりますが、引き続き、貸付審査の簡素化、迅速化や返済免除要件の緩和など、更なる課題についても前向きな取組をお願いいたします。

五つ目の提案は、緊急包括支援交付金などの医療機関に対する支援について、コロナ患者を受け入れる病院の減収補填に使えるようにするための運用改正です。多くの専門家や医療現場からは、この運用改正を行えばコロナ患者の受け入れが進み、医療逼迫は解消できると指摘されており、政府は現場の声にしっかりと耳を傾けるべきです。六つ目の提案は、PCR検査に比べて安価で早く結果が出る抗原検査を拡充することです。PCR検査に比べて精度は落ちますが、自宅で誰でも検査を受けることができ、リバンドによる第四波の危険性が指摘される中、感染を封じ込めるための有力な手段となる可能性があります。

七つ目の提案は、的を絞った給付を迅速に行うためのマイナンバーと銀行口座のひも付けや、財源を生み出すための所得税累進制と金融所得課税の強化です。このほかにも、国民民主党は、家賃支援給付金の増額と要件緩和、雇用調整助成金特例措置の延長と対象重点化など、数多くの提案をしてきており、これらを盛り込んだ予算組替え動議を衆議院で提出しましたが、残念ながら否決されてしまいました。ここまで申し上げてきました提案について、一

つでも二つでも我々の考えを採用していただければ、コロナ禍を乗り越えるためにも我々は協力を惜しみません。感染対策と経済の両立を図り、国民の命と生活を守るため、与野党の枠を超えて力を合わせていくことをお約束をし、会派を代表しての討論といたします。(拍手)

○委員長(山本順三君) 山添拓君。○山添拓君 日本共産党を代表し、二〇二一年度一般会計予算外二案に反対の討論を行います。まず、今国会に政府が提出している二十四もの法案、条約で誤りが確認されていることに厳重に抗議します。前代未聞の国会軽視であり、これでは予算案や法案の審議の前提を欠きます。提出済みの全ての法案を速やかに調査し、是正するよう、強く求めるものです。

新型コロナウイルスの感染は各地で再拡大の兆候が見られ、変異株の把握も十分ではありません。本格的な第四波を招くことのないよう、政治のかじ取りが厳しく問われています。ところが、本予算案は、直面する最大かつ緊急の課題であるコロナ対策の予算がほとんど含まれず、国民の命と健康、暮らしと経済を支えるには程遠い冷たい予算案となっております。五兆円の予備費で政府に白紙委任せよというのでは、財政民主主義に反します。時短要請など引き続き自粛を求め、十分な補償を、医療機関へは減収補填による支援を、そして検査の抜本的拡充のための財政的措置を求めるものです。

本予算案は、高齢化に伴う社会保障費の自然増分を一千三百億円も削減し、年金は〇・一％のマイナス改定、介護施設の食費補助の見直しで二十七万人に百億円の影響が生じるなど、軒並み負担増を強いるものとなっております。病床削減推進法案、高齢者医療費二倍化法案と併せて、社会保障の全面的な改悪をもたらします。しかも、本予算案は、コロナ対策に便乗したマイナンバーカードの普及促進や成長戦略に基づく大型開発事業推進など、不要不急の予算を含みません。

軍事費は、新型イージス艦の取得や戦闘機の開発など、過去最大の五兆三千四百二十二億円、さらに後年度負担が五兆五千三百三十億円に上っています。

多くの事業者と消費者が願う消費税の5%への減税にも背を向け、大企業優遇税制は温存し、拡充しています。富裕層や大企業に応分の負担を求め、税収を確保すべきです。

日本共産党は、立憲民主党と共同し、衆議院で組替え動議を提出しました。補償の充実、医療機関への支援強化、検査の拡充、生活困窮者への給付金や持続化給付金の再支給など、コロナ対策を抜本的に強化し、歳出についても多岐にわたって見直しを図るものです。国民が直面する苦難に寄り添う予算とすべきです。

総務省、農水省、文科省、官僚や関係者が関係する接待や贈収賄の疑惑が底なしの広がりとなっています。職務の公正さに対する国民の信頼は大きく損なわれています。

全容解明のため、野党が求める関係者の国会招致や関連資料の提出に直ちに応じるよう強く求めて、討論いたします。(拍手)

○委員長(山本順三君) 以上で討論通告者の発言は全て終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

令和三年度一般会計予算、令和三年度特別会計予算、令和三年度政府関係機関予算、以上三案に賛成の方の起立をお願いします。

(賛成者起立)

○委員長(山本順三君) 多数と認めます。よって、令和三年度総予算三案は多数をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。(拍手)
なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山本順三君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後一時二十八分散会